平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等交付申請書「第２次」

２４９４０－１４５３
平成２５年６月２８日

農林水産大臣　林　芳正　　殿

宮崎県知事　河野　俊嗣

平成２５年度において、下記のとおり森林病害虫等防除事業等を実施したいので、交付金等１９，３８５，０００円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1　事業の目的
森林病害虫等防除

2　事業の内容及び経費の配分
別記様式Ⅰ及びⅠ付のとおり

3　事業の完了予定年月日
平成２６年３月３１日

4　収支予算書
別記様式Ⅱのとおり

5　補助金交付に関する規定
補助金等の交付に関する規則（昭和３９年宮崎県規則第４９号）

（文書取扱　自然環境課）

決　裁　伺　書

24940-1453

(決裁日付) 決裁 25.6.28 丁	(処理期限) 年　月　日	(決裁区分) 課　長		
	(起案日) 平成25年　6月　24日	(取扱区分)		
(文書分類) 大 中 小 (M) (01) (03)	(施行日) 25年 6月 28日	(保存期間) 10年	引継	平成27年4月
			廃棄	平成36年4月
(公印使用) 要	(起案者) 所属 自然環境課　職氏名 主査	TEL 2876 水久保　孝英		

知事 〃　副知事 〃

部長 〃　次長 〃

次長 〃

自然環境課 課長	総括 課長補佐	保安林 担当リーダー	課員
	技術 課長補佐	管理 担当	
森林経営 課長	総括 課長補佐	森林計画 担当リーダー	課員
	技術 課長補佐	林業普及指導 担当リーダー	課員

(標　題)

平成２５年度森林病害虫等補助事業費等補助金交付申請書「第２次」の提出について

(伺　い)

このことについて、別案のとおり提出してよろしいか。

林業関係事業補助金等交付要綱第3の規定により、

正副2部提出

宮　崎　県

平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等「第２次」申請について

（金額はすべて補助金額）

平成２５年４月１日	林野庁内示（暫定予算）	内示額	３２０千円
平成２５年４月２４日	「第１次」交付申請	申請額	３２０千円
平成２５年５月１３日	交付決定	決定額	３２０千円
平成２５年５月１７日	林野庁追加割当内示	内示額	２３，４９８千円
		（累計）	２３，８１８千円

なお、今回内示された額のうち、持続的森林経営確立総合対策実践事業費の４，１１３千円については、事業実施の見込みがないため、申請額から除外する（森林経営課森林経営計画担当が林野庁と調整済）。

第２次申請額　１９，３８５千円

（累計）１９，７０５千円

（案）

平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等交付申請書「第２次」

２４９４０－1453
平成２５年6月28日

審査
25.7.5
総務課

農林水産大臣　林　芳正　　殿

宮崎県知事　河野　俊嗣

平成２５年度において、下記のとおり森林病害虫等防除事業等を実施したいので、交付金等１９，３８５，０００円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1　事業の目的
森林病害虫等防除

2　事業の内容及び経費の配分
別記様式Ⅰ及びⅠ付のとおり

3　事業の完了予定年月日
平成２６年３月３１日

4　収支予算書
別記様式Ⅱのとおり

5　補助金交付に関する規定
補助金等の交付に関する規則（昭和３９年宮崎県規則第４９号）

（文書取扱　自然環境課）

別記様式（別記様式第1号の(注)１、別記様式第2号、第3号の(注)、別記様式第4号の(注)１関係）

１　森林病害虫等防除事業等

様式Ⅰ

上段：第１次
下段：第２次

平成２５年度森林病害虫等防除事業等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
保安林整備管理事業	0 1,078,000	0 1,078,000	0 539,000	0 539,000			
森林病害虫等防除事業	640,000 5,250,000	640,000 5,250,000	320,000 2,625,000	320,000 2,625,000			
森林資源地方公共団体管理事業	0 10,777,050	0 10,777,050	0 5,388,000	0 1,429,050	0 3,960,000	0 0	
地域森林計画編成事業	0 2,857,050	0 2,857,050	0 1,428,000	0 1,429,050			
市町村森林所有者情報整備事業	0 7,920,000	0 7,920,000	0 3,960,000		0 3,960,000		
林業普及指導事業	0 232,814,000	0 232,814,000	0 9,357,000	0 223,457,000			
日本型フォレスター育成支援事業	0 1,796,000	0 1,796,000	0 1,796,000				
持続的森林経営確立総合対策実践事業							
苗木安定供給推進事業							
緑の青年就業準備給付金事業							
きのこ等生産資材導入円滑化事業							
合計	640,000 251,715,050	640,000 251,715,050	320,000 19,705,000	320,000 228,050,050	0 3,960,000	0 0	

上段：第１次
下段：第２次
（単位：円）

2　森林病害虫等防除事業

区分			数量	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
森林病害虫等駆除費				0 2,000,000	0 2,000,000	0 1,000,000	0 1,000,000	0 0	0 0	
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	0本 55本	0 1,000,000	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000			
		奨励に係るもの		0	0					
	その他松くい虫駆除費			0	0					
	その他森林病害虫等駆除費		0ha 12ha	0 1,000,000	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000			
防除に関する事務費				0	0	0	0	0	0	
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）			0	0					
	奨励防除に関する事務費			0	0					
防除に附帯する事業費				640,000 3,250,000	640,000 3,250,000	320,000 1,625,000	320,000 1,625,000			
計				640,000 5,250,000	640,000 5,250,000	320,000 2,625,000	320,000 2,625,000	0 0	0 0	

（注）１　森林病害虫等防除事業実施要領（昭和57年4月5日付け57林野保第122号林野庁長官通知）に定める様式１　森林病害虫等防除事業計画書を添付すること。

２　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

３　「奨励に係るもの」とは、地域森林計画及び市町村森林計画に即して対策対象松林の中に都道府県が作成する松くい虫防除事業の実施に関する事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

４　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

５　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

６　重要な変更がある場合は、備考欄に積算根拠及び変更の理由を記入し、様式１　森林病害虫等防除事業計画書の数量及び金額を二段書きで記載し添付すること。

森林病害虫等防除事業明細表

（1）松くい虫防除事業計画

上段：第1次
下段：第2次

防除方法	区分	数量	事業費（円）	負担区分 国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）	備考
樹幹注入	命令等に係るもの	0本 55本	0 1,000,000	500,000	500,000			
	奨励に係るもの		0 0					
	小計	0本 55本	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000	0 0	0 0	
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小計							
合計	命令等に係るもの	0本 55本	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000	0 0	0 0	
	奨励に係るもの	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	小計	0本 55本	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000	0 0	0 0	

（注）1 防除方法欄は、伐倒（薬剤散布型1種）駆除、伐倒（薬剤散布型2種（林内処理））駆除、伐倒（薬剤散布型2種（搬出処理））駆除、伐倒（くん蒸型1種）駆除、伐倒（くん蒸型2種（林内処理））駆除、伐倒（くん蒸型2種（搬出処理））駆除、伐採跡地駆除、伐採木等駆除、枯損幼齢木駆除、特別伐倒（破砕1種）駆除、特別伐倒（破砕2種（一般搬出））駆除、特別伐倒（破砕2種（林内散布））駆除、特別伐倒（破砕2種（ヘリ搬出））駆除、特別伐倒（全木焼却）駆除、補完伐倒（1種）駆除、補完伐倒（2種）駆除、薬剤防除（特別防除）、薬剤防除（地上散布（一般散布））、薬剤防除（地上散布（無人ヘリコプター散布））、薬剤防除（地上散布（スプリンクラー

2 数量の単位は、枯損幼齢木駆除、薬剤防除（特別防除、地上散布）にあっては「ha」、伐採跡地駆除にあっては「a」、樹幹注入にあっては「本」（立木本数）、それ以外の駆除及び防除にあっては「m^3」とする。

3 備考欄に、害虫等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

（2）森林病害虫等（松くい虫を除く）防除事業計画

上段：第１次
下段：第２次

森林病害虫等の区分	森林病害虫等別防除方法別区分	数量	事業費（円）	負担区分				備考
				国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）	
その他森林病害虫等	松毛虫薬剤防除	0 ha 12 ha	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000			
	小計	0 ha 12 ha	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000	0 0	0 0	
	小計							
	小計							
	小計							
合計		0 ha 12 ha	0 1,000,000	0 500,000	0 500,000	0 0	0 0	

（注）1　「森林病害虫等の区分」欄は、その他松くい虫、その他森林病害虫等について記入する。

2　「森林病害虫等別防除方法別区分」欄は、その他松くい虫については、伐倒（薬剤散布型１種）駆除、伐倒（薬剤散布型２種）駆除、伐倒（くん蒸型１種）駆除、伐倒（くん蒸型２種）駆除、伐倒（天敵利用型１種）駆除、伐倒（天敵利用型２種）駆除、薬剤防除に、その他森林病害虫等については、からまつ先枯病伐倒駆除、からまつ先枯病薬剤駆除、のねずみ薬剤駆除、松毛虫薬剤駆除、まいまいが薬剤駆除、まつばのたまばえ薬剤駆除、すぎたまばえ薬剤駆除、すぎはだに薬剤駆除、カシノナガキクイムシ駆除（くん蒸・焼却）、カシノナガキクイムシ防除（粘着剤等塗布・ビニール被覆、殺菌剤の樹幹注入）、カシノナガキクイムシ被害防止対策に区分する。

3　数量の単位は「ha」又は「m^3」とする。ただし、カシノナガキクイムシ駆除及び防除の立木処理にあっては「本」（立木本数）とする。

4　備考欄に害虫等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

（4）防除に附帯する事業計画

上段：第１次
下段：第２次

区分	数量	事業費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金 (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	備考
被害防止対策事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
被害監視事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
薬剤防除自然環境等影響調査事業		640,000 3,250,000	640,000 3,250,000	320,000 1,625,000	320,000 1,625,000	0 0	0 0	特別防除
都道府県が実施主体のもの		640,000 3,250,000	640,000 3,250,000	320,000 1,625,000	320,000 1,625,000			
都道府県以外が実施主体のもの								
合計		640,000 3,250,000	640,000 3,250,000	320,000 1,625,000	320,000 1,625,000			

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

③薬剤防除自然環境等影響調査事業

上段：第１次
下段：第２次

ア　定点追跡調査

調査定点所在地		
薬剤散布地域	延岡市熊野江、宮崎市一ツ葉	
薬剤無散布地域	延岡市北川町	

調　査　内　容	事業費　(円)	調査実施者	備　　考
(1)　環境条件調査	300,000 1,870,000	未定 宮崎県環境科学協会	特別防除、乳剤
(2)　自然環境等に及ぼす影響調査	340,000 1,380,000	未定 岩切環境技研株式会社	特別防除、乳剤
(3)　その他			

(注) 1　調査実施者は、県林業試験場、県○○研究所、財団法人○○研究所等と具体的に記入すること。
　　2　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、マイクロカプセル剤、乳剤等を記入する。

イ　簡易調査

（ア）水質調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数		事業費　(円)	備考
			特別防除実施地区内	特別防除実施地区下流		
	ｈａ					
計						

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

（イ）気中濃度調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数	事業費　(円)	備考
	ha				
計					

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

様式Ⅱ

上段：第１次
下段：第２次

平成２５年度森林病害虫等防除事業等収支予算書

（１）収　入

（単位：円）

区　　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
保安林整備管理事業	0 539,000	0 539,000	0 1,078,000	
森林病害虫等防除事業	320,000 2,625,000	320,000 2,625,000	640,000 5,250,000	
森林資源地方公共団体管理事業	0 5,388,000	0 1,429,050	0 6,817,050	
地域森林計画編成事業	0 1,428,000	0 1,429,050	0 2,857,050	
市町村森林所有者情報整備事業	0 3,960,000	0 0	0 3,960,000	
林業普及指導事業	0 9,357,000	0 223,457,000	0 232,814,000	
日本型フォレスター育成支援事業	0 1,796,000	0	0 1,796,000	
持続的森林経営確立総合対策実践事業				
苗木安定供給推進事業				
緑の青年就業準備給付金事業				
きのこ等生産資材導入円滑化事業				
合　計	320,000 19,705,000	320,000 228,050,050	640,000 247,755,050	

（２）支　出

区　　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
保安林整備管理事業	0 539,000	0 539,000	0 1,078,000	
指定・解除	0 105,000	0 105,000	0 210,000	
指定施業要件変更	0 24,000	0 24,000	0 48,000	
保安林損失補償事業	0 410,000	0 410,000	0 820,000	
森林病害虫等防除事業	320,000 2,625,000	320,000 2,625,000	640,000 5,250,000	
森林資源地方公共団体管理事業	0 5,388,000	0 1,429,050	0 6,817,050	
地域森林計画編成事業	0 1,428,000	0 1,429,050	0 2,857,050	
市町村森林所有者情報整備事業	0 3,960,000	0 0	0 3,960,000	
林業普及指導事業	0 9,357,000	0 223,457,000	0 232,814,000	
日本型フォレスター育成支援事業	0 1,796,000		0 1,796,000	
持続的森林経営確立総合対策実践事業				
苗木安定供給推進事業				
緑の青年就業準備給付金事業				
きのこ等生産資材導入円滑化事業				
合　計	320,000 19,705,000	320,000 228,050,050	640,000 247,755,050	

○補助金等の交付に関する規則

昭和39年12月１日規則第49号

改正

昭和45年９月30日規則第52号

昭和62年８月11日規則第46号

平成23年８月１日規則第30号

補助金等の交付に関する規則をここに公布する。

補助金等の交付に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

（１）　補助金

（２）　利子補給金

（３）　その他相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの

２　この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

３　この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行なう者をいう。

（補助金等の交付の申請）

第３条　補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（契約の申込みにあっては契約に関する書類）に次に掲げる書類を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。ただし、第３号の書類については、知事がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　工事の施行にあってはその実施設計書

（４）　その他知事が必要と認める書類

（補助金等の交付の決定）

第４条　知事は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をするものとする。

２　知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の除外）

第４条の２　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあってはこの限りでない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

（３）　暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金等の交付の条件）

第５条　知事は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するため、又は暴力団を利することとならないようにするために必要な条件を付することができる。

（補助事業者の付すべき条件）

第６条　補助事業者は、補助金等をその財源の全部又は一部とする給付金を他の者に交付する場合においては、知事が前条の規定により付した条件及びこの規則の定めを守らせるための条件を付さなければならない。

（補助金等の交付決定の通知）

第７条　知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知する。

（申請の取下げ）

第８条　補助金等の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第９条　知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必

要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（1）　天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等（補助事業及び補助金等を間接の財源とする事務又は事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（2）　補助事業者等（補助事業等を行なう者をいう。以下同じ。）が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち自己の負担すべき部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3　知事は、第１項の規定による補助金等の交付の決定の取消し等により特別に必要となった次に掲げる経費については、当該取消し等に係る補助事業についての補助金等に準じて、補助金等を交付することがある。

（1）　補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）　補助事業等を行なうため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4　第７条の規定は、第１項の処分をした場合について準用する。

（補助事業の遂行等）

第10条　補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしてはならない。

2　補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならない。ただし、第１号の場合においてその変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合は、この限りでない。

（1）　事業計画書、収支予算書その他第３条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

(2)　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3)　補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

(状況報告)

第11条　知事は、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

(実地調査)

第12条　知事は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

(補助事業の遂行命令等)

第13条　知事は、第11条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定に基づく調査をした場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2　知事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3　知事が前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が第1項の規定による命令の内容に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとらないときは、第17条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

第14条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事の定めるところにより、補助事業実績報告書に関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

2　補助事業者が補助金等の終局の受領者でない場合において前項の報告をするときは、当該補助金等の終局の受領者が当該補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写を、補助事業実績報告書に添えなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(補助金等の額の確定等)

第15条　知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

（是正措置）

第16条　知事は、第14条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2　第14条の規定は、前項の命令に従って行なう補助事業について準用する。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第17条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対し、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）　補助事業者が第４条の２各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（2）　補助事業者が第10条の規定に違反したとき。

（3）　補助金等を間接の財源とする事務又は事業を行う者が第６条の規定により付された条件に違反したとき。

2　前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3　第７条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第18条　知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2　知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、そのこえる部分の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条　補助事業者は、第17条の規定による処分（同条第１項第１号又は第２号に該当するときのものに限る。）に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2　補助金等が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかの

ぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

4　補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第20条　知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき同種の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産の処分の制限）

第21条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1）　不動産及びその従物

（2）　機械及び重要な器具で知事が定めるもの

（3）　その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

2　前項の規定は、補助金等の終局の受領者について準用する。

（様式）

第22条　補助金等の交付申請書、交付決定通知書及び交付確定通知書並びに補助事業の遂行状況報告書及び実績報告書の様式は、別記に定めるところによる。

（雑則）

第23条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和40年４月１日から施行し、昭和40年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（昭和45年９月30日規則第52号抄）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（昭和62年８月11日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年８月１日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第11条又は第14条関係）

様式第４号（第15条関係）

２５林政政第１７３ 号
平成２５年 ５月１７日

宮崎県自然環境課
25.5.23
第 号

宮 崎 県 知 事 殿

林 野 庁 長 官

平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等の追加割当内示について

平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等について、別表のとおり追加割当内示をする。

なお、交付金等の交付申請書の提出期限は、平成２５年７月１日と定められたので、併せて通知する。

別　表

宮　崎　県

（単位：千円）

区　　分	今回内示額	既内示額	内示額計
（項）森林整備・保全費	12,345	320	12,665
（目）保安林整備事業費等補助金	539	0	539
（目）森林病害虫等防除事業費補助金	2,305	320	2,625
（目）森林資源地方公共団体管理費補助金	5,388	0	5,388
（目）森林整備・保全地方公共団体事業費補助金	4,113	0	4,113 ※
うち持続的森林経営確立総合対策実践事業費	4,113	0	4,113
うち苗木安定供給推進事業費	0	0	0
（項）林業振興対策費	11,153	0	11,153
（目）林業普及指導事業交付金	9,357	0	9,357
（目）林業技術者等育成事業費補助金	1,796	0	1,796
（目）林業振興地方公共団体事業費補助金	0	0	0
うち緑の青年就業準備給付金事業費	0	0	0
うちきのこ等生産資材導入円滑化事業費	0	0	0
合　　計	23,498	320	23,818

今回申請 19,385　　計 19,705

※ 要望がなかったため、申請しない。（森林計画担当）
林野庁とは、調整済

自然環境課長	補佐(総括)	補佐(技術)	担当主幹	課員	主任

自然環境課 25.5.16 第号

２５林整研第１００号
平成２５年５月１３日

宮崎県知事　殿

農林水産大臣　林　　芳　正

平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等の交付決定の通知について

平成２５年４月２４日付け２４９４０－１１４１で申請のあった平成２５年度森林病害虫等防除事業費補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第８条の規定により通知する。

記

１　補助金等交付の対象となる事業は、平成２５年４月２４日付け２４９４０－１１４１で申請（以下「申請書」という。）のあった森林病害虫等防除事業等とし、その内容は申請書の補助事業等の内容欄記載のとおりとする。

２　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりである。ただし、補助事業等の内容が変更された場合における補助事業等に要する経費及び補助金等の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業等に要する経費	金６４０，０００円
補助金等の額	金３２０，０００円

3　補助事業等に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金等の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4　補助金等の確定額は、次により算出した額の合計額とする。

森林病害虫等防除事業

(1)　補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(2)　間接補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に３分の２（北海道の、のねずみにあっては４分の３）を乗じて得た額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額の区分別の合計額と、３の配分経費に対応する補助金等の額(変更された場合は、変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額。

(3)　防除に関する事務費については、別表の区分ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に２分の１を乗して得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

5　補助事業者は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号。以下「交付要綱」という。）及び森林病害虫等防除事業実施要領（昭和５７年４月５日付け５７林野保第１２２号）に従わなければならない。

6　補助金等の交付条件は、前記５に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、農林水産大臣が別に定める期間内は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(2)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第１５に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるその他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3)　補助事業者は、実績報告（適正化法第１４条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4)　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、交付要綱別記様式第５号によりその金額（実績報告において前記 (3) により減額した事業については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について取りまとめの上、補助金等の額の確定の日の翌年６月３０日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

(5)　補助事業者は、間接補助金等の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

①　間接補助事業者は、この補助金等に係る森林法、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び関係する事業の要領に従うべきこと。

②　間接補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、間接補助事業終了の翌年度から起算して５カ年間整備保管しなければならないこと。

ただし、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制

限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金等の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及びその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

③　間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

④　間接補助事業者は、③の財産のうち交付要綱第１５に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるものであって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載されている場合は、補助事業者の承認を受けたものとすること。

⑤　間接補助事業者が④により、補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

⑥　間接補助事業者は、間接補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(ｱ)　間接補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業主体の当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ)　間接補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税

の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、交付要綱別記様式第５号によりその金額（実績報告において前記 (3) により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、間接補助事業者は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、補助事業者の指示に従い、その状況等について同様式により補助事業者に報告しなければならない。

⑦ 間接補助事業者が補助事業者から交付された間接補助金等を更に他の間接補助事業者へ交付する場合においても、間接補助事業者に付された条件と同一の条件を付さなければならないこと。

(6) 補助事業者は、前記 (5) の④により承認しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(7) 補助事業者は、前記 (5) の⑤により間接補助事業者からその収入の一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

(8) 農林水産大臣は、補助事業者が農林水産大臣の付した条件に違反した場合又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別　表

区分				防除方法別等区分		国の補助率
森林病害虫等防除事業	森林病害虫等駆除費	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	特別伐倒駆除		1／2
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
				伐採跡地駆除		
				伐採木等駆除		
				枯損幼齢木駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
			奨励に係るもの	特別伐倒駆除		1／2以内
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
				伐採木等駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
		その他松くい虫駆除費		伐倒駆除		1／2
				薬剤防除		
		その他法定森林病害虫駆除費		からまつ先枯病	伐倒駆除	
					薬剤駆除	
				食葉性害虫薬剤駆除		
				たまばえ類薬剤駆除		
				すぎはだに薬剤駆除		
				ナラ類等せん孔性害虫	薬剤駆除	
					全木焼却	
					予防手法	
				のねずみ薬剤駆除	北海道	3／8
					その他	1／3
	防除に関する事務費			命令等に係るもの		1／2
				奨励に係るもの		1／2以内

様式２

２４９４０－１１４３
平成２５年４月２４日

林野庁長官　殿

宮崎県知事　河野　俊嗣

平成２５年度森林病害虫等防除事業交付決定前着手届

森林病害虫等防除事業実施要領の第２の３の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

１　事　　業　　名　　森林病害虫等防除事業
２　事　　業　　費　　６４０千円
３　事　業　主　体　　宮崎県
４　着手予定年月日　　平成２５年４月２５日
５　交付決定前の着手を必要とする理由
　松くい虫のまん延を防止するため薬剤防除を適期に実施する必要があり、防除前の環境影響調査の早期の実施が必要なため。

(別記条件)
１　交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
３　当該施策については、着手から交付決定を受ける管内においては、計画の変更は行わないこと。

（文書取扱　自然環境課）

担　当　保安林担当　水久保
ＴＥＬ　０９８５－２６－７１６３
ＦＡＸ　０９８５－３８－８４８９

（案）

様式２

２４９４０－ 1143
平成２５年４月24日

林野庁長官　殿

宮崎県知事　河野　俊嗣

平成２５年度森林病害虫等防除事業交付決定前着手届

森林病害虫等防除事業実施要領の第２の３の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

１　事　　業　　名　　森林病害虫等防除事業
２　事　　業　　費　　６４０千円
３　事　業　主　体　　宮崎県
４　着手予定年月日　　平成２５年４月２５日
５　交付決定前の着手を必要とする理由
　松くい虫のまん延を防止するため薬剤防除を適期に実施する必要があり、防除前の環境影響調査の早期の実施が必要なため。

(別記条件)
１　交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
３　当該施策については、着手から交付決定を受ける管内においては、計画の変更は行わないこと。

（文書取扱　自然環境課）

担　当　保安林担当　水久保
ＴＥＬ　０９８５－２６－７１６３
ＦＡＸ　０９８５－３８－８４８９

平成２５年度森林病害虫等防除事業等交付金等交付申請書「第１次」

２４９４０－１１４１
平成２５年４月２４日

農林水産大臣　林　芳正　　殿

宮崎県知事　河野　俊嗣

平成２５年度において、下記のとおり森林病害虫等防除事業等を実施したいので、交付金等３２０，０００円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1　事業の目的
森林病害虫等防除

2　事業の内容及び経費の配分
別記様式Ｉ及びＩ付のとおり

3　事業の完了予定年月日
平成２６年３月３１日

4　収支予算書
別記様式Ⅱのとおり

5　補助金交付に関する規定
補助金等の交付に関する規則（昭和３９年宮崎県規則第４９号）

（文書取扱　自然環境課）

決　裁　伺　書

24940-1141

(決裁日付) 決裁 25.4.24 丁	(処理期限) 年　月　日	(決裁区分) 課　長		
	(起案日) 平成25年　4月　24日	(取扱区分)		
(文書分類) 大(M) 中(01) 小(03)	(施行日) 25年　4月　24日	(保存期間) 10年	引継	平成27年4月
			廃棄	平成36年4月
(公印使用) 要	(起案者) 所属 自然環境課　職氏名 主査	TEL 2876 水久保　孝英		

知事　〃　　副知事　〃

部長　〃　　次長　〃

次長　〃　　自然環境課長　　総括課長補佐　　保安林担当リーダー　　課員

技術課長補佐　　管理担当

(標　題)

平成２５年度森林病害虫等補助事業等交付金等交付申請書の提出について

(伺　い)

このことについて、次案のとおり提出してよろしいか。

林業関係事業補助金等交付要綱第3の規定により、

正副2部提出

宮　崎　県

（案）

交付申請（案）

平成２５年度森林病害虫等防除事業等交付金等交付申請書「第１次」

２４９４０－１１４１
平成２５年４月２４日

農林水産大臣　林　芳正　　殿

宮崎県知事　河野　俊嗣

平成２５年度において、下記のとおり森林病害虫等防除事業等を実施したいので、交付金等３２０，０００円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の目的
　森林病害虫等防除

２　事業の内容及び経費の配分
　別記様式Ⅰ及びⅠ付のとおり

３　事業の完了予定年月日
　平成２６年３月３１日

４　収支予算書
　別記様式Ⅱのとおり

５　補助金交付に関する規定
　補助金等の交付に関する規則（昭和３９年宮崎県規則第４９号）

（文書取扱　自然環境課）

別記様式（別記様式第1号の(注)1、別記様式第2号、第3号の(注)、別記様式第4号の(注)1関係）

1　森林病害虫等防除事業等

様式Ⅰ

平成24年度森林病害虫等防除事業等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　　分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
保安林整備管理事業	0	0					
森林病害虫等防除事業	640,000	640,000	320,000	320,000			
森林資源地方公共団体管理事業	0	0	0	0	0		
地域森林計画編成事業	0	0					
市町村森林所有者情報整備事業	0	0					
林業普及指導事業	0	0					
日本型フォレスター活動・育成支援事業	0	0					
合　計	640,000	640,000	320,000	320,000	0		

様式Ｉの付

2　森林病害虫等防除事業　　（単位:円）

区分			数量	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する(補助事業に要した)経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
森林病害虫等駆除費										
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの								
		奨励に係るもの								
	その他松くい虫駆除費									
	その他森林病害虫等駆除費									
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費				640,000	640,000	320,000	320,000			
計				640,000	640,000	320,000	320,000			

（注）1　「松くい虫防除事業計画」、「森林病害虫等（松くい虫を除く。）防除事業計画」及び「防除に附帯する事業計画」を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第5条第2項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第5条第3項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第5条第1項の規定による防除法第3条第1項の命令により受命者が行う防除、防除法第7条第1項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第5条第4項において準用する防除法第4条第1項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、地域森林計画及び市町村森林計画に即して対策対象松林の中に都道府県が作成する松くい虫防除事業の実施に関する事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第15条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

6　重要な変更がある場合は、備考欄に積算根拠及び変更の理由を記入すること

（4）防除に附帯する事業計画

区　　分	数量	事　業　費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
				国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金 (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	
被害防止対策事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
被害監視事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
薬剤防除自然環境等影響調査事業		640,000	640,000	320,000	320,000			特別防除
都道府県が実施主体のもの		640,000	640,000	320,000	320,000			
都道府県以外が実施主体のもの								
合　　計		640,000	640,000	320,000	320,000			

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

③薬剤防除自然環境等影響調査事業

ア　定点追跡調査

調査定点所在地	薬剤散布地域	延岡市熊野江、宮崎市一ツ葉		
	薬剤無散布地域	延岡市北川町		
調　査　内　容		事業費　(円)	調査実施者	備　　考
(1)　環境条件調査		300,000	未定	特別防除、乳剤
(2)　自然環境等に及ぼす影響調査		340,000	未定	特別防除、乳剤
(3)　その他				

(注) 1　調査実施者は、県林業試験場、県○○研究所、財団法人○○研究所等と具体的に記入すること。

2　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、マイクロカプセル剤、乳剤等を記入する。

イ　簡易調査

(ア) 水質調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数		事業費　(円)	備考
			特別防除実施地区内	特別防除実施地区下流		
	ｈａ					
計						

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

(イ) 気中濃度調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数	事業費　(円)	備考
	ha				
計					

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

様式Ⅱ

平成24年度森林病害虫等防除事業等収支予算書

(1)収　入

(単位:円)

区　　分	予算額			備　考
	国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
保安林整備管理事業				
森林病害虫等防除事業	320,000	320,000	640,000	
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
市町村森林所有者情報整備事業				
林業普及指導事業				
日本型フォレスター活動・育成支援事業				
合　計	320,000	320,000	640,000	

(2)支　出

区　　分	予算額			備　考
	国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
保安林整備管理事業				
指定・解除				
指定施業要件変更				
保安林損失補償事業				
森林病害虫等防除事業	320,000	320,000	640,000	
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
市町村森林所有者情報整備事業				
林業普及指導事業				
日本型フォレスター活動・育成支援事業				
合　計	320,000	320,000	640,000	

○補助金等の交付に関する規則

昭和39年12月１日規則第49号

改正

昭和45年９月30日規則第52号

昭和62年８月11日規則第46号

平成23年８月１日規則第30号

補助金等の交付に関する規則をここに公布する。

補助金等の交付に関する規則

（目的）

第１条　この規則は、法令、条例又は他の規則に特別の定めのあるものを除くほか、補助金等の交付の申請及び決定並びに補助金等の使用等に関する基本的事項を規定することにより、補助金等に係る予算の適正な執行を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「補助金等」とは、県が県以外の者に対して交付する次に掲げるものをいう。

（１）　補助金

（２）　利子補給金

（３）　その他相当の反対給付を受けない給付金で知事が別に定めるもの

２　この規則において「補助事業」とは、補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

３　この規則において「補助事業者」とは、補助事業を行なう者をいう。

（補助金等の交付の申請）

第３条　補助金等の交付の申請（契約の申込みを含む。以下同じ。）をしようとする者は、補助金等交付申請書（契約の申込みにあっては契約に関する書類）に次に掲げる書類を添え、知事に対し、その定める期日までに提出しなければならない。ただし、第３号の書類については、知事がその必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　工事の施行にあってはその実施設計書

（４）　その他知事が必要と認める書類

（補助金等の交付の決定）

第４条　知事は、補助金等の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、補助金等を交付すべきものと認めたときは、すみやかに補助金等の交付の決定（契約の承諾を含む。以下同じ。）をするものとする。

２　知事は、前項の場合において、補助金等の適正な交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の除外）

第４条の２　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を行わないものとする。ただし、知事が別に定める補助金等に係る申請にあってはこの限りでない。

（１）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員

（３）　暴力団又は前号に掲げる暴力団員と密接な関係を有する者

（補助金等の交付の条件）

第５条　知事は、補助金等の交付を決定する場合においては、補助金等の交付の目的を達成するため、又は暴力団を利することとならないようにするために必要な条件を付することができる。

（補助事業者の付すべき条件）

第６条　補助事業者は、補助金等をその財源の全部又は一部とする給付金を他の者に交付する場合においては、知事が前条の規定により付した条件及びこの規則の定めを守らせるための条件を付さなければならない。

（補助金等の交付決定の通知）

第７条　知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに付した条件を補助金等の交付の申請をした者に通知する。

（申請の取下げ）

第８条　補助金等の交付の申請をした者は、前項の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、知事の定める期日までに、申請の取下げをすることができる。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

第９条　知事は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必

要が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　知事が前項の規定により補助金等の交付の決定を取り消す場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

（1）　天災地変その他補助金等の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業等（補助事業及び補助金等を間接の財源とする事務又は事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（2）　補助事業者等（補助事業等を行なう者をいう。以下同じ。）が補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等に要する経費のうち自己の負担すべき部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等の責めに帰すべき事情による場合を除く。）

3　知事は、第１項の規定による補助金等の交付の決定の取消し等により特別に必要となった次に掲げる経費については、当該取消し等に係る補助事業についての補助金等に準じて、補助金等を交付することがある。

（1）　補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）　補助事業等を行なうため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4　第７条の規定は、第１項の処分をした場合について準用する。

（補助事業の遂行等）

第10条　補助事業者は、この規則の定め並びに補助金等の交付の目的、決定の内容及びこれに付した条件その他この規則に基づく知事の処分に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行なわなければならず、いやしくも補助金等の他の用途への使用（利子補給金にあっては、その交付の目的となっている融資又は利子の軽減をしないことにより、補助金等の交付の目的に反してその交付を受けたことになることをいう。）をしてはならない。

2　補助事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ知事に報告してその指示を受けなければならない。ただし、第１号の場合においてその変更が知事が別に定める範囲内の軽微なものである場合は、この限りでない。

（1）　事業計画書、収支予算書その他第３条の規定により知事に提出した書類の内容を変更しようとするとき。

（2）　補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（3）　補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったとき。

（状況報告）

第11条　知事は、別に定めるところにより、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（実地調査）

第12条　知事は、必要に応じて補助事業等の遂行状況を実地に調査することができる。

（補助事業の遂行命令等）

第13条　知事は、第11条の規定による報告を受けた場合又は前条の規定に基づく調査をした場合において、補助事業が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めたときは、当該補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2　知事は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。

3　知事が前項の規定により補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者が第1項の規定による命令の内容に適合させるための措置を知事の指定する期日までにとらないときは、第17条の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

（実績報告）

第14条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、知事の定めるところにより、補助事業実績報告書に関係書類を添えて知事に報告しなければならない。

2　補助事業者が補助金等の終局の受領者でない場合において前項の報告をするときは、当該補助金等の終局の受領者が当該補助事業者に対してする実績報告に関する書類の写を、補助事業実績報告書に添えなければならない。ただし、知事がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（補助金等の額の確定等）

第15条　知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、その旨を当該補助事業者に通知する。

（是正措置）

第16条　知事は、第14条の規定による報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2　第14条の規定は、前項の命令に従って行なう補助事業について準用する。

（補助金等の交付の決定の取消し）

第17条　知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助事業者に対し、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）　補助事業者が第４条の２各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（2）　補助事業者が第10条の規定に違反したとき。

（3）　補助金等を間接の財源とする事務又は事業を行う者が第６条の規定により付された条件に違反したとき。

2　前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3　第７条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合について準用する。

（補助金等の返還）

第18条　知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2　知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、そのこえる部分の返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第19条　補助事業者は、第17条の規定による処分（同条第１項第１号又は第２号に該当するときのものに限る。）に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2　補助金等が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかの

ぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3　第１項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられるものとする。

4　補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

（他の補助金等の一時停止等）

第20条　知事は、補助事業者が補助金等の返還を命ぜられ、当該補助金等、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき同種の補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（財産の処分の制限）

第21条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものについては、知事の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（1）　不動産及びその従物

（2）　機械及び重要な器具で知事が定めるもの

（3）　その他知事が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要と認めて定めるもの

2　前項の規定は、補助金等の終局の受領者について準用する。

（様式）

第22条　補助金等の交付申請書、交付決定通知書及び交付確定通知書並びに補助事業の遂行状況報告書及び実績報告書の様式は、別記に定めるところによる。

（雑則）

第23条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和40年４月１日から施行し、昭和40年度の予算に係る補助金等から適用する。

附　則（昭和45年９月30日規則第52号抄）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（昭和62年８月11日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成23年８月１日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第１号（第３条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第11条又は第14条関係）

様式第４号（第15条関係）

２４林整研第１１３９号
平成２５年４月１日

宮崎県知事　殿

林野庁長官

平成２５年度森林病害虫等防除事業等の割当内示について

平成２５年度森林病害虫等防除事業等について、別表のとおり割当内示をする。

なお、補助金等の交付申請書の提出期限は、平成２５年５月１５日と定められたので、併せて通知する。

別 表

宮崎県

(単位:千円)

区　分	今回内示額	既内示額	内示額計
(項)森林整備・保全費	320	0	320
(目)保安林整備事業費等補助金	0	0	0
(目)森林病害虫等防除事業費補助金	320	0	320
(目)森林資源地方公共団体管理費補助金	0	0	0
(項)林業振興対策費	0	0	0
(目)林業普及指導事業交付金	0	0	0
(目)林業技術者等育成事業費補助金	0	0	0
合　計	320	0	320

1　林業関係事業補助金等交付要綱

第１　農林水産大臣は、林業を振興し、国土の保全を図るため、林業関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金等を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号。以下「規則」という。）及び予算科目に係る補助金の交付に関する事務について平成１２年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成１２年６月２３日農林水産省告示第９００号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２　第１の林業関係事業に要する経費及びこれに対する国の補助率は、別表１に定めるところによる。

２　別表１の事業及び事業細目の欄に掲げる事業に要する経費は、相互に流用してはならない。ただし、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて林道施設災害関連事業及び災害関連山村環境施設復旧事業の監督事務に要する経費を当該事業の他の事業細目に掲げる経費に流用する場合は、この限りではない。

第３　適正化法第５条、適正化法施行令第３条及び規則第２条の規定に基づく申請書の様式は、別紙書式甲のとおりとし、正副２部を農林水産大臣（事務委任に係るものにあっては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

２　都道府県は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

第４　規則第２条の規定による申請書の提出の時期は、毎年度農林水産大臣が別に定める日までとする。

第５　次に掲げる経費についての交付決定に係る額の算定は、別表２に定めるところにより行うものとする。

(1) 森林法施行令第１５条第１号に規定する経費
(2) 森林法施行令第１５条第２号に規定する経費
(3) 森林法施行令第１５条第３号に規定する経費
(4) 森林病害虫等防除法施行令第３条第１号に規定する経費
(5) 森林病害虫等防除法施行令第３条第２号に規定する事務費

第６　都道府県は、規則第３条第１号の規定に基づき農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別紙書式乙の補助事業等変更（中止又

は廃止）承認申請書正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第７　規則第３条第１号イ及びロの農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表１の事業区分に応じ定められた重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第８　都道府県は、規則第３条第２号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、補助事業等が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業等の遂行が困難となった理由及び補助事業等の遂行状況を記載した書類正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

第９　適正化法第１２条の規定に基づく報告は、各四半期（第４・四半期を除く。）の末日現在において別紙書式丙により遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月末までに正副２部を農林水産大臣に提出して行うものとする。ただし、次表の左欄に掲げる事業については、右欄に掲げる期日現在における事業遂行状況報告書を別紙書式丙により作成し、その期日の属する月の翌月末までに農林水産大臣に提出して行うものとする。

なお、林野庁長官が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

事　業　区　分	期　日
森林整備地域活動支援対策事業等（森林整備地域活動支援交付金、保安林整備管理事業、森林病害虫等防除事業、地域森林計画編成事業、林業就業促進資金造成費補助事業、林業・木材産業改善資金造成費補助事業及び林業普及指導事業をいう。以下同じ。）	１２月３１日
森林国営保険事業	１月３１日

第10　規則第６条第１項に規定する実績報告書の様式は、別紙書式丁のとおりとし、正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　第３第２項ただし書により交付の申請をした都道府県は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第３第２項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第３第２項ただし書により交付の申請をした都道府県は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　前項による報告は、別紙書式戊により第１項の実績報告書を提出した年度の７月１日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には、翌年度の７月１日までに報告するものとする。

第11　適正化法施行令第１３条第４号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、１件当たりの取得価格又は効用の増加価格が５０万円以上の機械及び器具とする。

第12　規則第３条第４号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、事業終了の年度の翌年度から起算して５年間整備保管しておかなければならない。

　ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別紙書式己の財産管理台帳その他関係書類を保管しなければならない。

自然環境課長	補佐(総括)	補佐(技術)	担当主幹	課員	主査

２５林政政第１７５号
平成２５年６月５日

宮崎県知事　殿

農林水産事務次官

林業関係事業補助金等交付要綱の一部改正について

林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、諸事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

また、本要綱の適用については平成２５年度予算からとなるので、念のため申し添える。

以上、命により通知する。

森林経営課には、写しを渡しています。

別紙

林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号農林事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

改　正　後

第１～第17　［略］

附則

この要綱による改正前の林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）に基づいて実施された事業であって、平成25年度以降も継続して実施するものにあっては、この要綱の施行後も、なお従前の例による

別表１（第２関係）

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) 森林病害虫等防除事業等	１～４　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	５　日本型フォレスター育成支援事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(1)～(5)までの経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村に対し、(1)～(5)までの経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率によ	日本型フォレスター育成支援事業	定額	定額	経費の欄に掲げる(1)～(5)のそれぞれの経費の30％を超える増減	［削る。］

現　　行

第１～第17　［略］

別表１（第２関係）

事業	経費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費配分の変更	事業内容の変更
(1) 森林病害虫等防除事業等	１～４　［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	５　日本型フォレスター活動・育成支援事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う市町村に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する	日本型フォレスター活動・育成支援事業	定額	定額	１　日本型フォレスター活動の試行費及び日本型フォレスターの育成支援費のそれぞれの経費の30％を超える増減 ２　日本型フォレスター活動の試行費及び日本型フォレスターの育成支援費の30％を超える	１　試行活動参加人数の減少 ２　准フォレスター研修、通信研修、集合研修、民間事業体等に出向して行う事業活動等及び研修課題に係る取組それぞれの参加人数の30％を超える増減

	り補助を行う場合における当該補助に要する経費 (1) 准フォレスター研修への参加 (2) 通信研修の受講 (3) 集合研修への参加 (4) 民間事業体等に出向して行う事業活動等 (5) 研修課題に係る取り組み						経費			相互間の増減	
	6 持続的森林経営確立総合対策実践事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(2)の経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、(1)及び(2)の経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	持続的森林経営確立総合対策実践事業	定額	定額	経費の欄に掲げる(1)及び(2)の事業のそれぞれの経費の30%を超える増減	事業主体の変更					

		(1) 森林所有者等の基本的な情報整備・普及啓発活動事業 (2) 森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備事業											
		7 苗木安定供給推進事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(1)～(4)までの経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、(1)から(4)までの経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費 (1) 関係機関の連携強化 (2) ミニチュア採種園等の整備 (3) 苗木生産経営安定化対策	苗木安定供給推進事業	事業費の1/2以内 ただし、経費の欄に掲げる(1)については定額、(3)のイについては1/4以内（花粉症対策苗木、成長に優れた苗木、病虫獣害抵抗性等の苗木のうち林野庁長官が別途定めるものについては1/2以内）	事業費の1/2 ただし、経費の欄に掲げる(1)については定額、(3)のイについては1/4（花粉症対策苗木、成長に優れた苗木、病虫獣害抵抗性等の苗木のうち林野庁長官が別途定めるものについては1/2）	事業実施主体ごとに経費の欄に掲げる(1)、(2)及び(4)のそれぞれの経費の30%を超える増減	事業実施主体の変更						

ア 出荷調整調査 イ 出荷調整 (4) 種苗生産施設の体制整備											
8 緑の青年就業準備給付金事業 都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する(1)及び(2)の経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う林業労働力確保支援センターに対し、(1)及び(2)の経費について「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費 (1) 給付金事業 (2) 推進事業	緑の青年就業準備給付金事業	定額	定額	1 給付金事業に要する経費の30%を超える増減 2 推進事業費の増額	給付対象者数の30%を超える増減						
9 きのこ等生産資材導入円滑化事業 都道府県が	きのこ等生産資材導入円滑化事業	事業費（きのこ等の生産資材にかかる放射性物質による被災前の導入費と被災後の導入費の差額）の1/2以内	事業費（きのこ等の生産資材にかかる放射性物質による被災前の導入費と被災後の導入費の差額）の1/2	事業主体ごとの事業費の30%を超える増減	事業実施主体の変更						

	「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費					
(2)～(4)［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
(5)森林環境保全整備事業	［略］	森林環境保全直接支援事業	［略］	［略］	［略］	［略］
		環境林整備事業	［略］	［略］	［略］	［略］
		林業専用道等整備事業	1　林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化）について (1)・(2)　［略］ (3)　(1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市	1　林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化）について (1)　［略］ (2)　［略］ ア　幹線林道 (ｱ)・(ｲ)　［略］ イ　その他の林道 事業費の50/100 ただし、沖縄県については事業費	1　林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化） ［略］	1　林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化） (1)～(3)［略］

(2)～(4)［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
(5)森林環境保全整備事業	［略］	森林環境保全直接支援事業	［略］	［略］	［略］	［略］
		環境林整備事業	［略］	［略］	［略］	［略］
		林業専用道等整備事業	1　林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化）について (1)・(2)　［略］ (3)　(1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市	1　林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化）について (1)　［略］ (2)　［略］ ア　幹線林道 (ｱ)・(ｲ)　［略］	林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化） ［略］	林道整備（森林管理道開設、森林施業道開設及び林業専用道の開設・機能強化） (1)～(3)［略］

町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道（「過疎地域自立促進特別措置法」第14条第1項の規定に基づき指定された基幹的な林道をいう。以下同じ。）については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100	の80/100 (3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の65/100、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については事業費の70/100、沖縄県については事業費の80/100			町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100	(3) (1)及び(2)以外の林道に係るもの 事業費の45/100 ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の50/100、森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については事業費の55/100、沖縄県については事業費の80/100
2 ［略］	2～4 ［略］	2 林道整備（林道改良・舗装） 施行箇所ごとの事業	2 林道整備（林道改良・舗装） (1) 施行箇所又は施	2 ［略］	2～4 ［略］

						費の30%を超える増減	行主体の変更 (2) 施行位置、事業の種類又は車道幅員の変更 (3) 施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少										
				3 林道点検診断・保全整備について 事業費の1/2以内		3 林道点検診断・保全整備 施行主体ごとの事業費の30%（30%に相当する額が150万円以下であるときは150万円）を超える増減	3 林道点検診断・保全整備 (1) 施行主体の変更 (2) 施行主体ごとの施行箇所の30%を超える減少					3 林道点検診断・保全整備について 事業費の1/2					
				4 1～3以外の林道整備について 事業費の45/100以内								4 1～3以外の林道整備について 事業費の45/100					
				5 指導監督費について (1) ［略］ ア・イ ［略］ ウ ア及びイ以外の林道に係るもの 指導監督費の45/100以内								5 指導監督費について (1) ［略］ ア・イ ［略］ ウ ア及びイ以外の林道に係るもの 指導監督費の45/100以内					

			ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については指導監督費の50/100以内、森林組合等が行う北海道離島及び奄美群島については指導監督費の55/100以内、都道府県及び市町村が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の65/100以内、森林組合等が行う奄美群島の過疎基幹林道については指導監督費の70/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (2)～(4)　[略]			
(6)～(12)[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

			ただし、北海道、離島、奄美群島及び沖縄県を除く地域の過疎地域の市町村及び振興山村の地域、北海道、離島及び奄美群島並びに都道府県及び市町村が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域の市町村及び振興山村の地域については指導監督費の50/100以内、森林組合等が行う北海道離島及び奄美群島については指導監督費の55/100以内、沖縄県については指導監督費の80/100以内 (2)～(4)　[略]			
(6)～(12)[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

(13) 災害対策等緊急事業	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
	都道府県が行う農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）第2の1の(2)の①のイの(イ)の事業に要する経費	[略]	農山漁村地域整備交付金交付要綱（平成22年4月1日付け21農振第2567号農林水産事務次官依命通知）に規定する左の経費の補助率に準ずる			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
(14) 北海道特定地域連携事業	[削る。]	[削る。]	[削る。]		[削る。]	[削る。]

(13) 災害対策等緊急事業	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]
	都道府県が行う農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）別紙1の1のイの事業及び地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官通知）別表1の1の(2)のイの事業に要する経費	[略]	農山漁村地域整備交付金実施要綱及び地域自主戦略交付金交付要綱（農林水産省）に規定する左の経費の補助率に準ずる			
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
(14) 北海道特定地域連携事業	事業の欄の(2)の経費のうち復旧治山事業の経費 都道府県が行う農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）別紙1の1のイの事業に要する経費	山地治山事業	事業の欄の(2)の国の補助率に準ずる 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する左の経費の補助率に準ずる		事業の欄の(2)の重要な変更欄の経費の配分の変更に準ずる	事業の欄の(2)の重要な変更欄の事業内容の変更に準ずる

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(15)～(16)[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]	[削る。]
(17)放射性物質対処型森	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(15)～(16)[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
(17)きのこ原木増産体制緊急支援事業	都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費及び都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行う者に対し、「都道府県の補助率」欄に掲げる率を下らない補助率により補助を行う場合における当該補助に要する経費	きのこ原木増産体制緊急支援事業	定額	定額	施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減	施行箇所又は事業主体の変更
(18)放射性物質対処型森	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

林・林業復興対策実証事業						
(18) 防災対策推進治山事業	都道府県が「事業細目」欄に掲げる事業を行うのに要する経費	山地治山総合対策事業	工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この事業細目において同じ。)の1/2 ただし、奄美群島において実施する事業にあっては工事費の6/10、沖縄県において実施する事業にあっては工事費の8/10		施行箇所ごとの本工事費等の30%(30%に相当する額が150万円以下であるときは150万円)を超える増額	施行箇所の変更

別表1の(注)　[略]

林・林業復興対策実証事業						

別表1の(注)　[略]

改正後

別表２（第５関係）

経費	対象事業	算定方法
１　森林法施行令第15条第１号に規定する経費	地域森林計画編成事業	(1) 都道府県森林ＧＩＳデータ整備推進事業費 ア・イ　［略］ ウ　モニタリング調査 調査実施点数に99,000円を乗じた額を基準とし、当該都道府県の区域の広さ等を換算して調整した額 (2)　［略］
２　森林法施行令第15条第２号に規定する経費	保安林整備管理事業	(1) 指定・解除 ア　指定 ［略］ (ｱ)　指定に係る調査箇所数×29,859円 (ｲ)　［略］ イ　解除 ［略］ (ｱ)　解除に係る調査箇所数×4,369円 (ｲ)　［略］ (ｳ)　施行状況・完了確認に係る調査箇所数×13,842円 (2) 指定施業要件変更費 ［略］ ア　指定施業要件変更 (ｱ)　現地調査箇所数×22,580円 (ｲ)　［略］ イ　保安林の複層林等導入対策 (ｱ)　現地調査面積×1,059円 (ｲ)　［略］ ウ　［略］
３　森林法施行令第15条第３号に規定する	保安林整備管理事業	［略］ ［略］

現行

別表２（第５関係）

経費	対象事業	算定方法
１　森林法施行令第15条第１号に規定する経費	地域森林計画編成事業	(1) 都道府県森林ＧＩＳデータ整備推進事業費 ア・イ　［略］ (2)　［略］
２　森林法施行令第15条第２号に規定する経費	保安林整備管理事業	(1) 指定・解除 ア　指定 ［略］ (ｱ)　指定に係る調査箇所数×30,459円 (ｲ)　［略］ イ　解除 ［略］ (ｱ)　解除に係る調査箇所数×4,454円 (ｲ)　［略］ (ｳ)　施行状況・完了確認に係る調査箇所数×14,107円 (2) 指定施業要件変更費 ［略］ ア　指定施業要件変更 (ｱ)　現地調査箇所数×23,030円 (ｲ)　［略］ イ　保安林の複層林等導入対策 (ｱ)　現地調査面積×1,077円 (ｲ)　［略］ ウ　［略］
３　森林法施行令第15条第３号に規定する	保安林整備管理事業	［略］ ［略］

経緯		ア　禁伐 補償対象面積×20,653円 イ　択伐 補償対象面積×9,170円
4～5　[略]	[略]	[略]

別表３　[略]

経緯		ア　禁伐 補償対象面積×38,178円 イ　択伐 補償対象面積×13,652円
4～5　[略]	[略]	[略]

別表３　[略]

新　旧　対　照　表

改　正　後

別表4

1　特用林産施設体制整備事業

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
特用林産施設の体制整備	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

2　苗木安定供給推進事業

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
種苗生産施設の体制整備	優良種苗生産基盤整備	優良種苗生産施設装置	土地改良		箇所	㎡
			土地造成		箇所	㎡
			育苗施設			式
			コンテナ苗生産施設			式
			資材保管倉庫		棟	㎡
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		優良種苗生産用機械	トラクタ			台
			根切り機			台
			掘取り機			台
			播種機			台
			床替え機			台
			土壌改良資材散布機			台
			その他	※具体名		一

別記様式第1号（第3関係）～別紙（別記様式第1号（注）3、第4号（注）2、第5号（注）の添付書類関係）［略］

現　行

別表4

1　特用林産施設体制整備事業

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
特用林産施設の体制整備	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別記様式第1号（第3関係）～別紙（別記様式第1号（注）3、第4号（注）2、第5号（注）の添付書類関係）［略］

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
別記様式（別紙書式甲の（注）１、別紙書式乙、丙の（注）、別紙書式丁の（注）１関係）	別記様式（別紙書式甲の（注）１、別紙書式乙、丙の（注）、別紙書式丁の（注）１関係）

１　森林病害虫等防除事業等

様式Ｉ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業							
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
市町村森林所有者情報整備事業							
林業普及指導事業							
日本型フォレスター育成支援事業							
持続的森林経営確立総合対策実践事業							
苗木安定供給推進事業							
緑の青年就業準備給付金事業							
きのこ等生産資材導入円滑化事業							
合　計							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

1　森林病害虫等防除事業等

様式Ⅰ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要する経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業							
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
市町村森林所有者情報整備事業							
林業普及指導事業							
日本型フォレスター活動・育成支援事業							
合　計							

様式Ⅰの付

1　保安林整備管理事業～4　林業普及指導事業［略］

様式Ⅰの付

1　保安林整備管理事業～4　林業普及指導事業［略］

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

5　日本型フォレスター育成支援事業

活動内容、参加人数、活動経費の配分計画　（単位：円）

区分	参加人数	事業費	国庫補助金	都道府県負担金	市町村負担金	備考
①准フォレスター研修への参加	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
②通信研修の受講	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
③集合研修への参加	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
④民間事業体等に出向して行う事業活動等	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
⑤研修課題に係る取り組み	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
計	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	

※備考欄には、活動内容や対象者ごとの対象経費や積算根拠を記載

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

5　日本型フォレスター活動・育成支援事業

活動内容、参加人数、活動経費の配分計画　（単位：円）

区分		参加人数	事業費	国庫補助金	都道府県負担金	市町村負担金	備考
(1)日本型フォレスター活動の試行		うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
(2)日本型フォレスターの育成支援	①准フォレスター研修への参加	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
	②通信研修の受講	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
	③集合研修への参加	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
	④民間事業体等に出向して行う事業活動等	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
	⑤研修課題に係る取り組み	うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	
計		うち都道府県 うち市町村　人	円	うち都道府県分 うち市町村分　円	円	円	

※備考欄には、活動内容や対象者ごとの対象経費や積算根拠を記載

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

６　持続的森林経営確立総合対策実践事業

（１）総括表

（単位：円）

区分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他 (D)	
持続的森林経営確立総合対策実践事業						
森林所有者等の基本的な情報整備・普及啓発活動事業						
森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備事業						
合計						

（２）森林所有者等の基本的な情報整備・普及啓発活動事業

ア　総括表

（単位：円）

区分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
森林所有者等の基本的な情報整備・普及啓発活動事業						
協議会の開催等						
森林所有者等の探索						
対象森林の簡易調査						
不在村者等への働きかけ、説明会の開催						
森林所有者に対する意向調査						
森林ＧＩＳ等の整備						
合計						

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

イ　内訳表

（単位：円）

事業主体名	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	経費内訳				備考
		国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
合計						

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

ウ　事業計画（実績報告）

対象森林の概要	
対象森林及び対象森林周辺の集約化等の取組状況	
事業実施期間中における事業主体の活動予定	

（単位：円）

事業主体名	区分	事業内容	事業費	備考
	協議会の開催等			
	森林所有者等の探索			
	対象森林の簡易調査			
	不在村者等への働きかけ、説明会の開催			
	森林所有者に対する意向調査			
	森林ＧＩＳ等の整備			
合計				

（注）１：事業主体別に作成すること。
２：対象森林の概要については、森林の所在、林班名、資源構成、資源量、森林簿上の所有者数等を記入すること。
３：事業内容は、区分別に、具体的な内容を記入すること。
４：備考欄には、数量及び経費の積算等を記入することし、事業費と一致させること。また、事業費の合計と イ 内訳表の事業費と一致させること。
（実績報告時には、数量及び経費等の内訳を記入すること。）

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（３）森林経営計画作成・施業集約化に向けた条件整備事業

事業主体	路線数	対象路線延長（m）	事業費 (A)+(B)+(C)（円）	事業費内訳			備考
				国庫補助金 (A)（円）	都道府県負担金 (B)（円）	市町村負担金 (C)（円）	
推進事務費							
合計							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

7　苗木安定供給推進事業

平成　　年度苗木安定供給推進事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経　費　内　訳				備　考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
関係機関の連携強化							
ミニチュア採種園等の整備							
苗木生産経営安定化対策							
種苗生産施設の体制整備							
計							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

事業計画（実績報告）

ア　関係機関の連携強化

事業主体	区分	数量(回)	事業内容	事業費 (円)	備考
合計					間接補助金交付決定年月日 平成○年○月○日

注：1　区分欄には、「協議会の運営」、「セミナー等の開催」を記載すること。
　　2　事業内容は、区分別に具体的な内容を記載すること。
　　3　備考欄には、経費の積算を記入することとし、事業費と一致させること。

イ　ミニチュア採種園等の整備

事業主体	対象品種及び樹種	整備計画				事業内容	事業費 (円)	備考
		採種(穂)園の種類	造成・改良	面積 (ha)	採種(他)木本数 (本)			
合計								間接補助金交付決定年月日 平成○年○月○日

注：1　対象品種は「花粉症対策品種」又は「成長に優れた品種」を、樹種は「スギ」「ヒノキ」等を記載すること。
　　2　採種(穂)園の種類は、「ミニチュア採種園」「採種園」又は「採穂園」を記載すること。
　　3　事業内容は、整地・地拵え等の具体的な内容を記載すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

ウ　苗木生産経営安定化対策

事業主体	区分	事業内容	事業費 (円)	国費 (円)	備考
合計					間接補助金交付年月日 平成○年○月○日

注：1　区分欄には、「出荷調整調査」、「出荷調整①」、「出荷調整②」を記載すること。なお、出荷調整①は国庫補助率1/2、出荷調整②は国庫補助率1/4とする。
　2　事業内容に積算の根拠を記入することとし、事業費と一致させること。出荷調整については樹種及び「花粉症対策苗木」、「成長に優れた苗木」、「病虫獣害抵抗性等の苗木」別の本数も記載すること。
　3　本メニューの対象苗木については、苗木安定供給推進事業実施要領（平成25年5月16日付け25林整研第88号林野庁長官通知）による。

エ　種苗生産施設の体制整備

事業主体	工種又は施設区分③、④	構造規格、規模又は事業量		現状値		目標値		育苗開始時期	事業内容	事業費 (円)	備考
		数値	呼称単位	生産量（千本）	年度	生産量（千本）	年度				
合計											間接補助金交付年月日 平成○年○月○日

注：1　工種又は施設区分欄は、別表4に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「事業費」の欄は事業主体ごとに「小計」を記載すること。
　2　構造、規格又は規模欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、別表4に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「－」で表示されているものについては、1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。
　3　工種は、事業主体ごとに記載すること。
　4　事業内容は、事業の目的及び目的を達成するための具体的な内容を記載すること。
　5　備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

8　緑の青年就業準備給付金事業

（1）給付金事業　（単位：円）

項目	数量	事業費 (A)+(B)	経費内訳		備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	
給付対象者	人				
合計	人				

（2）推進事業　（単位：円）

事項	内容	事業費 (A)+(B)	経費内訳	
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)
①事業実施に係る事務				
②事業の普及活動				
③給付対象者への指導活動				
④その他				
合計				

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

9　きのこ等生産資材導入円滑化事業

内訳表

政策目標	実施市町村	実施主体	事業内容	事業費（千円）	国庫補助額（千円）	導入経費（円／㎡） 被災前※1 経費	被災前※1 年度	被災後※2 経費	被災後※2 年度	差額	今回導入量（㎡）	都道府県負担金（千円）	その他負担（千円）	備考
きのこ等生産者の経営基盤の強化と生産継続の推進														

※1：放射性物質の影響による価格の高騰が発生する直近をいう。

※2：事業実施年度における導入経費をいう。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅱ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等収支予算書

（1）収　入

（単位：円）

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
保安林整備管理事業				
森林病害虫等防除事業				
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
市町村森林所有者情報整備事業				
林業普及指導事業				
日本型フォレスター育成支援事業				
持続的森林経営確立総合対策実践事業				
苗木安定供給推進事業				
緑の青年就業準備給付金事業				
きのこ等生産資材導入円滑化事業				
合　計				

（2）支　出

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
保安林整備管理事業				
指定・解除				
指定施業要件変更				
保安林損失補償事業				
森林病害虫等防除事業				
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
市町村森林所有者情報整備事業				
林業普及指導事業				
日本型フォレスター育成支援事業				
持続的森林経営確立総合対策実践事業				
苗木安定供給推進事業				
緑の青年就業準備給付金事業				
きのこ等生産資材導入円滑化事業				
合　計				

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅱ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等収支予算書

（1）収　入

（単位：円）

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
保安林整備管理事業				
森林病害虫等防除事業				
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
市町村森林所有者情報整備事業				
林業普及指導事業				
日本型フォレスター活動・育成支援事業				
合　計				

（2）支　出

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	備　考
保安林整備管理事業				
指定・解除				
指定施業要件変更				
保安林損失補償事業				
森林病害虫等防除事業				
森林資源地方公共団体管理事業				
地域森林計画編成事業				
市町村森林所有者情報整備事業				
林業普及指導事業				
日本型フォレスター活動・育成支援事業				
合　計				

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅲ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等遂行状況報告書

平成　　年１２月３１日現在

区　分	計画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事業費 円	国庫補助金等 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 %	円	円	
保安林整備管理事業								
森林病害虫等防除事業								
森林資源地方公共団体管理事業								
地域森林計画編成事業								
市町村森林所有者情報整備事業								
林業普及指導事業								
日本型フォレスター育成支援事業								
持続的森林経営確立総合対策実践事業								
苗木安定供給推進事業								
緑の青年就業準備給付金事業								
きのこ等生産資材導入円滑化事業								
合　計								

※ 進捗率は、区分ごとの各事業の進捗率を記入すること。

※ 支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅲ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等遂行状況報告書

平成　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事業費 円	国庫補助金等 円	事業着手 年月日	事業完了予定 年月日	進捗率 %	円	円	
保安林整備管理事業								
森林病害虫等防除事業								
森林資源地方公共団体管理事業								
地域森林計画編成事業								
市町村森林所有者情報整備事業								
林業普及指導事業								
日本型フォレスター活動・育成支援事業								
合　計								

※ 進捗率は、区分ごとの各事業の進捗率を記入すること。

※ 支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅳ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等成績表

（単位：円）

区　分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要した経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	備考
保安林整備管理事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
市町村森林所有者情報整備事業						
林業普及指導事業						
日本型フォレスター育成支援事業						
持続的森林経営確立総合対策実践事業						
苗木安定供給推進事業						
緑の青年就業準備給付金事業						
きのこ等生産資材導入円滑化事業						
合　計						

（注）様式Ⅳの付は様式Ⅰに同じ。
また、様式Ⅳの付には各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅳ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等成績表

（単位：円）

区　分	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業等に要した経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金等 (A)	経費内訳 都道府県負担金 (B)	経費内訳 市町村負担金 (C)	備考
保安林整備管理事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
市町村森林所有者情報整備事業						
林業普及指導事業						
日本型フォレスター活動・育成支援事業						
合　計						

（注）様式Ⅳの付は様式Ⅰに同じ。
また、様式Ⅳの付には各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅴ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等収支精算書

（1）収　入

（単位：円）

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	精算額 (D)	差引 増△減額 (D)-(C)	備　考
保安林整備管理事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
市町村森林所有者情報整備事業						
林業普及指導事業						
日本型フォレスター育成支援事業						
持続的森林経営確立総合対策実践事業						
苗木安定供給推進事業						
緑の青年就業準備給付金事業						
きのこ等生産資材導入円滑化事業						
合　計						

（2）支　出

（単位：円）

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	精算額 (D)	差引 増△減額 (D)-(C)	備　考
保安林整備管理事業						
指定・解除						
指定施業要件変更						
保安林損失補償事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
市町村森林所有者情報整備事業						
林業普及指導事業						
日本型フォレスター育成支援事業						
持続的森林経営確立総合対策実践事業						
苗木安定供給推進事業						
緑の青年就業準備給付金事業						
きのこ等生産資材導入円滑化事業						
合　計						

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅴ

平成　　年度森林病害虫等防除事業等収支精算書

（1）収　入　　（単位：円）

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	精算額 (D)	差引増△減額 (D)−(C)	備　考
保安林整備管理事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
市町村森林所有者情報整備事業						
林業普及指導事業						
日本型フォレスター活動・育成支援事業						
合　計						

（2）支　出　　（単位：円）

区　分	予算額 国庫補助金等 (A)	予算額 都道府県負担金 (B)	予算額 計 (A)+(B)=(C)	精算額 (D)	差引増△減額 (D)−(C)	備　考
保安林整備管理事業						
指定・解除						
指定施業要件変更						
保安林損失補償事業						
森林病害虫等防除事業						
森林資源地方公共団体管理事業						
地域森林計画編成事業						
市町村森林所有者情報整備事業						
林業普及指導事業						
日本型フォレスター活動・育成支援事業						
合　計						

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（３）国庫補助金等精算書　（単位：円）

区　分	国庫補助金等交付決定額 (A)	精算事業費総額 (B)	国庫補助率	精算国庫補助金等額 (C)	既受領国庫補助金等総額 (D)	差引国庫補助金等未受領(返還)額 (C)－(D)	備　考（不用額） (A)－(C)
保安林整備管理事業　①							
森林病害虫等防除事業　②							
森林資源地方公共団体管理事業　③							
地域森林計画編成事業							
市町村森林所有者情報整備事業							
林業普及指導事業　④							
日本型フォレスター育成支援事業　⑤							
持続的森林経営確立総合対策実践事業　⑥							
苗木安定供給推進事業　⑦							
計（⑥＋⑦＝⑧）							
緑の青年就業準備給付金事業　⑨							
きのこ等生産資材導入円滑化事業　⑩							
計（⑨＋⑩＝⑪）							
合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑧＋⑪）							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（3）国庫補助金等精算書　　（単位：円）

区　分	国庫補助金等交付決定額 (A)	精算事業費総額 (B)	国庫補助率	精算国庫補助金等額 (C)	既受領国庫補助金等総額 (D)	差引国庫補助金等未受領(返還)額 (C)-(D)	備　考 (不用額) (A)-(C)
保安林整備管理事業							
森林病害虫等防除事業							
森林資源地方公共団体管理事業							
地域森林計画編成事業							
市町村森林所有者情報整備事業							
林業普及指導事業							
日本型フォレスター活動・育成支援事業							
合　計							

2　治山事業～14　特用林産施設体制整備事業　［略］

2　治山事業～14　特用林産施設体制整備事業　［略］

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
[削る。]	

１５　きのこ原木増産体制緊急支援事業

様式Ⅰ

平成　　年度　きのこ原木増産体制緊急支援事業の内容及び経費の配分

１　総括表　　（単位：千円）

区　分	事　業　費 (A)+(B)+(C)	事業費内訳 国庫補助金 (A)	県（都道府）負担金 (B)	施行主体負担金 (C)	備　考
きのこ原木増産体制緊急支援事業					

２　きのこ原木増産体制緊急支援事業（森林作業道整備）

区分	路線名	施行場所（郡市町村）	施行主体	車道幅員 m	延　長 m	単　価 円	事業費 円	国庫補助率 %	経費内訳 国庫補助金 円	都道府県負担金 円	施行主体負担金 円	工　期 自～至	備　考
森林作業道整備													
	計		（路線数　　路線）										

（注）１　一路線に施行主体が２以上ある場合は、施行主体ごとに区分して記載すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
［削る。］	3　きのこ原木増産体制緊急支援事業（きのこ原木の造材等経費）

区　分	事　業　量 m3	単　価 円	事　業　費 円	事業費内訳			備考
				国庫補助金 円	県（都道府）負担金 円	施行主体負担金 円	
きのこ原木の造材等に要する経費							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
[削る。]	様式Ⅱ 平成　　年度きのこ原木増産体制緊急支援事業収支予算書 (1) 収　入　　(単位：円) 区　分 / 予算額 国庫補助金 (A) / 予算額 都道府県負担金 (B) / 予算額 計 (A)+(B)=(C) / 備考 きのこ原木増産体制緊急支援事業 (2) 支　出　　(単位：円) 区　分 / 予算額 / 備考 きのこ原木増産体制緊急支援事業

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
[削る。]	

様式Ⅲ

平成　　年度きのこ原木増産体制緊急支援事業遂行状況報告書

平成　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率 (%)	(円)	(円)	
きのこ原木増産体制緊急支援事業								

様式Ⅳ

平成　　年度　きのこ原木増産体制緊急支援事業成績書

１　総括表
２　きのこ原木増産体制緊急支援事業（森林作業道整備）
３　きのこ原木増産体制緊急支援事業（きのこ原木の造材等経費）
以上は、様式Ⅰとそれぞれ同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
備考欄へ間接補助金交付完了年月日を記入すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
[削る。]	様式Ⅴ 平成　　年度きのこ原木増産体制緊急支援事業収支精算書 (1) 収　入　（単位：円） 区　分 / 予算額 国庫補助金 (A) / 予算額 都道府県負担金 (B) / 予算額 計 (A)+(B)=(C) / 精算額 (D) / 差引増△減額 (D)-(C) / 備考 きのこ原木増産体制緊急支援事業 (2) 支　出　（単位：円） 区　分 / 予算額 (A) / 精算額 (B) / 差引増△減額 (B)-(A) / 備考 きのこ原木増産体制緊急支援事業 (3) 補助金精算書　（単位：円） 区　分 / 国庫補助金交付決定額 (A) / 精算事業費総額 (B) / 補助率 (C)/(B) (%) / 精算国庫補助金額 (C) / 既受領国庫補助金総額 (D) / 差引国庫補助金未受領(返還)額 (C)-(D) / 備考 きのこ原木増産体制緊急支援事業
15　放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業 [略]	16　放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業 [略]

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

１６　防災対策推進治山事業

様式Ｉ

平成　　年度　　防災対策推進治山事業の内容及び経費の配分

事業細目	工事費（A）			収入金の額（B）	補助基本額（A）-（B）	補助率	国庫補助金	箇所数
	本工事費等	機械器具費	計					
山地治山総合対策事業	円	円	円				円	
防災林造成事業								
防災林造成事業								

（注）１．様式Ｉの付「施行箇所別本工事費等の配分表」を添付すること。
２．「本工事費等」欄には、事業細目ごとの様式Ｉの付の表の本工事費等の計の金額を記載すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅰの付

施行箇所別本工事費等配分表

（事業細目○○○○）

番号	施行箇所	面積	本工事費等	直営請負別	工期自～至	工種概要	備考
		ha	円				
	計						

（注）１　事業細目ごとに別葉とし、「番号」欄の番号は、事業細目ごとに一連番号とする。

２　「面積」欄には、施行面積を記載すること。

３　「本工事費等」欄には、施行箇所ごとの本工事費、付帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費の合計額を記載すること。

４　「直営請負別」欄には、業者請負、森林組合請負等の種類を明記すること。

５　「工事概要」欄には、当該施行箇所の主な工種及びその数量を記載すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅱ

平成　年度　防災対策推進治山事業収支予算書

（1）　収　入

（単位:円）

予　算　額			備　考
国庫補助金	県(都道府)負担金	計	

様式Ⅱ

（2）支出

（単位:円）

区　分		予算額	算出基礎	備考
本工事費等	本工事費	円		
	付帯工事費			
	測量及び試験費			
	用地費及び補償費			
	小計			
機械器具費				
計				

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅲ

平成　　年度防災対策推進治山事業第○・四半期遂行状況報告書

区　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払受領済額	備　考
	工事費	国庫補助金	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率			
山地治山総合対策事業	円	円			%	円	円	

※進捗率は、事業の進捗率を記入すること。
※支出済額は都道府県の支出済額を記入すること。

様式Ⅳ

平成　年度　防災対策推進治山事業成績書

（注）様式Ⅳは、様式Ⅰ（様式Ⅰの付を含む。）に同じ。また、様式Ⅳには各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

様式Ⅴ

平成　年度　防災対策推進治山事業収支精算書

（1）　収　入

（単位：円）

予　算　額			精算額	差　引 増△減額	備　考
国庫補助金	県（都道府） 負　担　金	計			

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（2）支出

（単位:円）

区　分		予算額	精算額	差引増△減額	精算額内訳	備考
本工事費等	本工事費					
	付帯工事費					
	測量及び試験費					
	用地費及び補償費					
	小計					
機械器具費						
計						

（3）　国庫補助金精算

（単位：円）

国庫補助金交付決定額	精算事業費総額	補助率	精算国庫補助金額	既受領国庫補助金総額	差引国庫補助金未受領(返還)額

宮崎県自然環境課 25.4.-5 第 号

宮崎県山村・木材振興課 25.4.-4 受付 第 号

写

２４林政政第７３７号
平成２５年４月１日

宮 崎 県 知 事　殿

農林水産事務次官

林業関係事業補助金等交付要綱の一部改正について

林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号農林事務次官依命通知）の一部が別紙新旧対照表のとおり改正されたので、御了知の上、今後とも諸事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

また、本要綱の適用については平成２５年度暫定予算からとなるので、念のため申し添える。

以上、命により通知する。

自然環境課長	補佐(総括)	補佐(技術)	担当主幹	課員	主任
	森		若杉		坂下

	課員	主任
若杉	村哲	水産係 水産

鈴木

別添

所属名 ： 自然環境課
担当者 ： 鈴木　内線番号： 2877

備品購入予定表（車両以外のもの）

発注課	担当者	品　名	数 量	規 格	予算額	要求予定日	希望納期	持ち込み日	備　考

※備品の購入は、備品購入計画書に基づき行われます。備品購入計画書が未提出の場合、速やかに提出してください。

備品購入予定表（車両）

発注課	担当者	品　名	数 量	規 格	予算額	要求予定日	希望納期	持ち込み日	備　考
自然環境課	鈴木	小型乗用自動車	1	1500cc（4WD）	1,750	5月27日	7月27日		東臼杵 農林振興局

※「車両仕様条件書」等を添付してください。

別紙

林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号農林事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

改　正　後

第１～第10　［略］

第11　［略］

事　業　区　分	期　日
森林病害虫等防除事業等、森林における除染等実証事業、特用林産施設体制整備事業、きのこ原木増産体制緊急支援事業及び放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業	１２月３１日
森林国営保険	１月３１日

第12　都道府県は、補助事業を完了したときは、規則第６条第１項の規定に基づき、その日から、１ヶ月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日（都道府県に対し補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は翌年度の６月10日）までに、別記様式第４号による実績報告書正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　［略］

３　第３第２項ただし書きにより交付の申請をした都道府県は、第１項の実績報告書を提出した後において、第３第２項ただし書きに該当した各事業主体が消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第５号による消費税等相当額報告書を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第13第１項の確定のあった日の翌年度６月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

［削る。］

第13～第17　［略］

現　　行

第１～第10　［略］

第11　［略］

事　業　区　分	期　日
森林病害虫等防除事業等、森林における除染等実証事業、特用林産施設等体制整備事業、きのこ原木増産体制緊急支援事業及び放射性物質対処型森林・林業復興対策実証事業	１２月３１日
森林国営保険	１月３１日

第12　規則第６条第１項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第４号のとおりとし、正副２部を農林水産大臣に提出しなければならない。

２　［略］

３　第３第２項ただし書きにより交付の申請をした都道府県は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

４　前項による報告は、別記様式第５号により第１項の実績報告書を提出した年度の７月１日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定していない場合には翌年度の７月１日までに報告するものとする。

第13～第17　［略］

改　正　後

別表１（第２関係）

事業	経　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
(1) ～ (15) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(16) 特用林産施設体制整備事業	１・２　〔略〕	特用林産施設体制整備事業	１　事業費の1/2以内 ２　附帯事務費の1/2以内	１　事業費の1/2 ２　附帯事務費の1/2	〔略〕	〔略〕
(17) ～ (18) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表１の（注）

別表２・別表３　〔略〕

現　　行

別表１（第２関係

事業	経　費	事業細目	国の補助率	都道府県の補助率	重要な変更	
					経費配分の変更	事業内容の変更
(1) ～ (15) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
(16) 特用林産施設等体制整備事業	１・２　〔略〕	特用林産施設等体制整備事業	１　事業費の1/2以内 ただし、生産資材の導入費（放射性物質汚染対策）については、これまでの生産資材導入費と新たな生産資材導入費の差額の1/2以内 ２　附帯事務費の1/2以内	１　事業費の1/2 ただし、生産資材の導入費（放射性物質汚染対策）については、これまでの生産資材導入費と新たな生産資材導入費の差額の1/2 ２　附帯事務費の1/2	〔略〕	〔略〕
(17) ～ (18) 〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

別表１の（注）

別表２・別表３　〔略〕

改　正　後

別表4

1　特用林産施設体制整備事業

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
特用林産施設の体制整備	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］	［削る。］

現　行

別表4

1　特用林産施設等体制整備事業

事業種目	工種又は施設区分①	工種又は施設区分②	工種又は施設区分③	工種又は施設区分④	呼称単位	
					A	B
01特用林産施設の体制整備	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
02種苗生産施設の体制整備	優良種苗生産基盤整備	優良種苗生産施設装置	土地改良		箇所	㎡
			土地造成		箇所	㎡
			育苗施設			式
			コンテナ苗生産施設			式
			資材保管倉庫		棟	㎡
			機械保管倉庫		棟	㎡
			その他	※具体名		一
		優良種苗生産用機械	トラクタ			台
			根切り機			台
			堀取り機			台
			播種機			台
			床替え機			台
			土壌改良資材散布機			台
			その他	※具体名		一

改　正　後	現　　行
別記様式第１号（第３関係）～別記様式第４号（第12関係）　［略］	別記様式第１号（第３関係）～別記様式第４号（第12関係）　［略］
別記様式第５号（第12関係） 平成　　年度仕入れに係る消費税等相当額報告書 ［略］ 記 １～３　［略］ ４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円 （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。 ・別紙「平成　　年度　　事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」 ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し ・３の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること） ・補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 ５　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載 ［　　］ （注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。 ６　当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載 ［　　］ （注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。 ・別紙「平成　　年度　　事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」 ・免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・補助事業者が消費税法第６０条第４項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料	別記様式第５号（第12関係） 平成　　年度仕入れに係る消費税等相当額報告書 ［略］ 記 １～３　［略］ ４　補助金返還相当額（３－２）　　金　　円 （注）別紙「平成　　年度○○○○○事業補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額集計表」、その他参考となる資料（３の金額の積算内訳等）を添付すること。
別記様式第６号（第16関係）～別紙（別記様式第１号（注）３、第４号（注）２、第５号（注）の添付書類関係）［略］	別記様式第６号（第16関係）～別紙（別記様式第１号（注）３、第４号（注）２、第５号（注）の添付書類関係）［略］

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

別記様式(別記様式第1号の(注)1、別記様式第2号、第3号の(注)、別記様式第4号の(注)1関係)

1　森林病害虫等防除事業等

様式Ⅰ～様式Ⅰの付　1　保安林整備管理事業　［略］

2　森林病害虫等防除事業　　(単位：円)

区分			数量	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
森林病害虫等駆除費										
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	㎥, ha, a, 本							
		奨励に係るもの	㎥, ha, 本							
	その他松くい虫駆除費		㎥							
	その他森林病害虫等駆除費		㎥, ha, 本							
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費										
計										

(注)　1　森林病害虫等防除事業実施要領（昭和57年4月5日付け57林野保第122号林野庁長官通知）に定める様式1　森林病害虫等防除事業計画書を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、地域森林計画及び市町村森林計画に即して対策対象松林の中に都道府県が作成する松くい虫防除事業の実施に関する事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

6　重要な変更がある場合は、備考欄に積算根拠及び変更の理由を記入し、様式1　森林病害虫等防除事業計画書の数量及び金額を二段書きで記載し添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

別記様式(別記様式第1号の(注)1、別記様式第2号、第3号の(注)、別記様式第4号の(注)1関係)

1　森林病害虫等防除事業等

様式Ⅰ～様式Ⅰの付　1　保安林整備管理事業　［略］

2　森林病害虫等防除事業

(単位：円)

区分			数量	事業費 (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備考
森林病害虫等駆除費										
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	㎥, ha, a, 本							
		奨励に係るもの	㎥, ha, 本							
	その他松くい虫駆除費		㎥							
	その他森林病害虫等駆除費		㎥, ha, 本							
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費										
計										

(注)　1　「松くい虫防除事業計画」、「森林病害虫等（松くい虫を除く。）防除事業計画」及び「防除に附帯する事業計画」を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、地域森林計画及び市町村森林計画に即して対策対象松林の中に都道府県が作成する松くい虫防除事業の実施に関する事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

6　重要な変更がある場合は、備考欄に積算根拠及び変更の理由を記入すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
様式Ｉの付　３　森林資源地方公共団体管理事業～様式Ｖ　［略］ ２　治山事業～13　森林における除染等実証事業　［略］	様式Ｉの付　３　森林資源地方公共団体管理事業～様式Ｖ　［略］ ２　治山事業～13　森林における除染等実証事業　［略］

１４　特用林産施設体制整備事業

様式Ｉ

平成　　年度特用林産施設体制整備事業の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　分	事業費 (A+B+C+D)	補助事業に要する経費 (A+B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　計							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

１４　特用林産施設等体制整備事業

様式Ｉ

平成　　年度特用林産施設等体制整備事業の内容及び経費の配分総括表

（単位：円）

区　分	事業費 (A+B+C+D)	補助事業に要する経費 (A+B)	経費内訳				備考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　計							

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（1）事業費明細

区　分		市町村名	事業主体	工種又は施設区分 ②	工種又は施設区分 ③、④	構造規格、規模又は事業量		事業費	経費内訳				工期		備考
						数値	呼称単位	(A+B+C+D) (円)	国庫補助金 (A) (円)	都道府県負担金 (B) (円)	市町村負担金 (C) (円)	その他負担金 (D) (円)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
特用林産施設の体制整備		計													
	特用林産施設整備	○○町													
			小計												
		○○市													
	生産資材の導入	事業内容については（イ）のとおり。「事業費、経費内訳」欄に合計を記載すること。													
放射性物質の防除対策		○○町													
			小計												
		○○市													
		計													
合　計			—												

注：1　「工種又は施設区分」の欄は、別表４に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「細計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。

2　「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、別表４に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「－」で表示されているものについては、１件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。

3　「工期」の欄は、事業主体ごとに記載すること。

4　備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（1）事業費明細

区　分		市町村名	事業主体	工種又は施設区分 ②	工種又は施設区分 ③、④	構造規格、規模又は事業量		事業費	経費内訳				工期		備考
						数値	呼称単位	(A+B+C+D) (円)	国庫補助金 (A) (円)	都道府県負担金 (B) (円)	市町村負担金 (C) (円)	その他負担金 (D) (円)	着手(予定)年月日	完了(予定)年月日	
特用林産施設の体制整備		計													
	特用林産施設整備	○○町													
			小計												
		○○市													
	生産資材の導入	事業内容については（イ）のとおり。「事業費、経費内訳」欄に合計を記載すること。													
放射性物質の防除対策		○○町													
			小計												
		○○市													
		計													
種苗生産施設の体制整備		○○町													
			小計												
		○○市													
		計													
合　計															

注：1　「工種又は施設区分」の欄は、別表４に定める工種又は施設区分ごとに記載することとし、「事業量」及び「事業費」の欄は工種又は施設区分ごとに記載し、「経費内訳」の欄は事業主体ごとに「総計」、市町村ごとに「小計」を記載すること。

2　「構造、規格又は規模」の欄は、建物の延べ床面積等について記載すること。また、別表４に定める工種又は施設区分のうち呼称単位が「式」又は「－」で表示されているものについては、１件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載するか内訳表を添付すること。

3　「工期」の欄は、事業主体ごとに記載すること。

4　備考欄には、消費税仕入控除税額が明らかな場合は減額する額（内税）を記載し、あわせて消費税仕入控除税額集計表を添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（2）生産資材の導入費

ア　生産資材の導入費総括表

区　分	市町村名	事業主体	事業内容	事業費 (A+B+C+D) (円)	経費内訳 国庫補助金 (A) (円)	都道府県負担金 (B) (円)	市町村負担金 (C) (円)	その他負担金 (D) (円)	備考
生産資材の導入	○○町		イのとおり						
			イのとおり						
		小計							
	○○市		イのとおり						
	計								
合　計									

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

（2）生産資材の導入費

ア　生産資材の導入費総括表

区　分	市町村名	事業主体	事業内容	事業費 (A+B+C+D) (円)	経費内訳 国庫補助金 (A) (円)	都道府県負担金 (B) (円)	市町村負担金 (C) (円)	その他負担金 (D) (円)	備考
生産資材の導入	○○町		イのとおり						
			イのとおり						
		小計							
	○○市		イのとおり						
	計								
生産資材の導入（放射性物質汚染対策）	○○町		ウのとおり						
			ウのとおり						
		小計							
	○○市		ウのとおり						
	計								
合　計									

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

イ　生産資材の導入費明細

実施主体	生産資材の種類	積算内訳			備考
		単価 (円)	数量	事業費 (円)	
	小計				
	小計				
計					

（注）「数量」欄には、数量及び呼称単位を記載してください。

［削る。］

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

イ　生産資材の導入費明細

実施主体	生産資材の種類	積算内訳			備考
		単価 (円)	数量	事業費 (円)	
	小計				
	小計				
計					

（注）「数量」欄には、数量及び呼称単位を記載してください。

ウ　生産資材の導入費（放射性物質汚染対策）明細

実施主体	生産資材の種類	積算内訳							備考
		前年度			今年度			事業費（差額）	
		単価(円) (A)	数量 (B)	金額(円) (A×B=C)	単価(円) (D)	数量 (E)	金額(円) (D×E=F)	(F−C=G)	
	小計								
	小計								
計									

（注）「数量」欄には、数量及び呼称単位を記載してください。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅱ

平成　　年度特用林産施設体制整備事業収支予算書

(1) 収　入　　(単位：円)

区　　分	予算額			備　考
	国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
特用林産施設体制整備事業				

(2) 支　出　　(単位：円)

区　　分	予算額	備　考
特用林産施設体制整備事業		

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅱ

平成　　年度特用林産施設等体制整備事業収支予算書

(1) 収　入　　(単位：円)

区　　分	予算額			備　考
	国庫補助金 (A)	都道府県 負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	
特用林産施設等体制整備事業				

(2) 支　出　　(単位：円)

区　　分	予算額	備　考
特用林産施設等体制整備事業		

新　旧　対　照　表

改　正　後

様式Ⅲ

平成　　年度特用林産施設体制整備事業遂行状況報告書

平成　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率 (%)	(円)	(円)	
特用林産施設体制整備事業								

現　行

様式Ⅲ

平成　　年度特用林産施設等体制整備事業遂行状況報告書

平成　　年１２月３１日現在

区　　分	計　画		遂行状況			支出済額	概算払い受領済額	備　考
	事業費 (円)	国庫補助金 (円)	事業着手年月日	事業完了予定年月日	進捗率 (%)	(円)	(円)	
特用林産施設等体制整備事業								

新　旧　対　照　表

改　正　後

様式Ⅳ

平成　　年度特用林産施設体制整備事業成績書

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A+B+C+D)	補助事業に要した経費 (A+B)	経費内訳 国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備　考
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　計							

（注）様式Ⅳの付は、様式Ⅰに同じ。また、様式Ⅳに各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

現　行

様式Ⅳ

平成　　年度特用林産施設等体制整備事業成績書

（単位：円）

区　　分	事　業　費 (A+B+C+D)	補助事業に要した経費 (A+B)	経費内訳 国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	その他負担金 (D)	備　考
事業費							
附帯事務費							
都道府県附帯事務費							
市町村附帯事務費							
合　計							

（注）様式Ⅳの付は、様式Ⅰに同じ。また、様式Ⅳに各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行

様式Ⅴ

平成　　年度特用林産施設体制整備事業収支精算書

(1) 収　入　　(単位：円)

区　分	予算額			精算額	差引増△減額	備　考
	国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	計 (A)+(B)=(C)	(D)	(D)−(C)	
特用林産施設体制整備事業						

(2) 支　出　　(単位：円)

区　分	予算額 (A)	精算額 (B)	差引増△減額 (B)−(A)	備　考
特用林産施設体制整備事業				

新　旧　対　照　表

改　正　後	現　行
様式Ⅴ 平成　　年度特用林産施設等体制整備事業収支精算書 (1) 収　入　(単位：円) 区分 / 予算額 国庫補助金 (A) / 予算額 都道府県負担金 (B) / 予算額 計 (A)+(B)=(C) / 精算額 (D) / 差引増△減額 (D)-(C) / 備考 特用林産施設等体制整備事業 (2) 支　出　(単位：円) 区分 / 予算額 (A) / 精算額 (B) / 差引増△減額 (B)-(A) / 備考 特用林産施設等体制整備事業	
(3) ［略］	(3) ［略］
15・16　［略］	15・16　［略］

自然環境課長	補佐(総括)	補佐(技術)	担当主幹	課員	主任

24.5.24

２４林整研第１８０号
平成２４年５月１８日

宮崎県知事　殿

農林水産大臣　鹿　野　道　彦

平成２４年度森林病害虫等防除事業費補助金等の交付決定の通知について

平成２４年４月１６日付け２４９５５－１０７７で申請のあった平成２４年度森林病害虫等防除事業費補助金等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）第６条第１項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第８条の規定により通知する。

記

１　補助金等交付の対象となる事業は、平成２４年４月１６日付け２４９５５－１０７７で申請（以下「申請書」という。）のあった森林病害虫等防除事業等とし、その内容は申請書の補助事業等の内容欄記載のとおりとする。

２　補助事業等に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりである。ただし、補助事業等の内容が変更された場合における補助事業等に要する経費及び補助金等の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業等に要する経費　　金２６０，１６１，０００円
補　助　金　等　の　額　　金２８，３１２，０００円

内保安林整備管理事業 1,258,000円
内森林病害虫等防除事業 4,163,000円
内保安林整備管理事業 629,000円
内森林病害虫等防除事業 2,081,000円
430,000円
1,640,000円

３　補助事業等に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補

助金等の額の区分は、申請書の経費の配分欄記載のとおりとする。

4　補助金等の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。

(1)　保安林整備管理事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(2)　森林病害虫等防除事業

①　補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

②　間接補助事業者が行う事業については、別表の区分（防除方法別等区分のあるものについては、防除方法別等区分）ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に３分の２（北海道の、のねずみにあっては４分の３）を乗じて得た額と、これに対応する間接補助事業に要した実支出額に別表に掲げる率を乗じて得た額の区分別の合計額と、３の配分経費に対応する補助金等の額(変更された場合は、変更された額とする。）とのもっとも低い額の合計額。

③　防除に関する事務費については、別表の区分ごとの補助事業等に要した配分経費の実支出額に２分の１を乗して得た額と、３の配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(3)　森林資源地方公共団体管理費補助事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額に２分の１を乗じて得た額と、配分経費に対応する補助金等の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

(4)　林業普及指導事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

なお、本事業は年間を通した実施が必要な事業であることから、事業着手

日は４月１日とし、事業着手日以降の経費について交付金の交付対象経費とする。

(5)　日本型フォレスター活動・育成支援事業

補助事業等に要した配分経費ごとの実支出額と配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額。

5　補助事業者は、森林法（昭和２６年法律第２４９号）、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和３１年農林省令第１８号）、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和４７年８月１１日付け４７林野政第６４０号。以下「交付要綱」という。）、保安林整備管理事業実施要領の制定について（昭和５３年８月２２日付け５３林野治第１８８３号）、地域森林計画編成事業実施要領の制定について（平成１２年５月８日付け１２林野計第１８７号）、市町村森林所有者情報整備事業実施要領の制定について（平成２４年４月６日付け２３林整計第２２２号）及び森林病害虫等防除事業実施要領（昭和５７年４月５日付け５７林野保第１２２号）、林業生産流通総合対策基本要綱（平成１０年４月８日付け１０林野政第２４０号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）、林業生産流通総合対策事業実施要領（平成１０年４月８日付け１０林野政第２４１号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）、林業普及指導推進要綱（平成１７年３月３０日付け１６林整研第１６９号）、林業普及指導事業実施要領（昭和５８年４月４日付け５８林野普第８０号）及び日本型フォレスター活動・育成支援事業実施要領（平成２３年４月１日付け２２林整研第９１０号）に従わなければならない。

6　補助金等の交付条件は、前記５に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、農林水産大臣が別に定める期間内は善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならない。

(2)　補助事業者は、補助事業等により取得し又は効用の増加した財産のうち交付要綱第１１に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるその他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産

大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(3)　補助事業者は、実績報告（適正化法第１４条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(4)　補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、交付要綱別紙書式戊によりその金額（実績報告において前記(3)により減額した事業については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(5)　補助事業者は、間接補助金等の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

①　間接補助事業者は、この補助金等に係る森林法、適正化法、適正化法施行令、交付要綱及び関係する事業の要領に従うべきこと。

②　間接補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、間接補助事業終了の翌年度から起算して５カ年間整備保管しなければならないこと。

ただし、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金等の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況等その他財産管理に必要な事項を記載した台帳及びその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

③　間接補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ら

なければならないこと。

④　間接補助事業者は、③の財産のうち交付要綱第１１に定める財産及び適正化法施行令第１３条に定めるものであって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、補助事業者の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならないこと。

ただし、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金等交付申請書に記載されている場合は、補助事業者の承認を受けたものとすること。

⑤　間接補助事業者が④により、補助事業者の承認を得て財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を補助事業者に納付させることがあること。

⑥　間接補助事業者は、間接補助金等の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(ｱ)　間接補助事業者は、実績報告を行うに当たって、各事業主体の当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(ｲ)　間接補助事業者は、実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、交付要綱別紙書式戊によりその金額（実績報告において前記（3)により減額した事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに補助事業者に報告するとともに、補助事業者の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

⑦　間接補助事業者が補助事業者から交付された間接補助金等を更に他の

間接補助事業者へ交付する場合においても、間接補助事業者に付された条件と同一の条件を付さなければならないこと。

(6)　補助事業者は、前記（5)の④により承認しようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

(7)　補助事業者は、前記（5)の⑤により間接補助事業者からその収入の一部に相当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を国に納付しなければならない。

(8)　農林水産大臣は、補助事業者が農林水産大臣の付した条件に違反した場合又は間接補助事業者が補助事業者の付した条件に違反した場合は、補助事業者に対して補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

別　表

区分				防除方法別等区分		国の補助率
森林病害虫等防除事業	森林病害虫等駆除費	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	特別伐倒駆除		1／2
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
				伐採跡地駆除		
				伐採木等駆除		
				枯損幼齢木駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
			奨励に係るもの	特別伐倒駆除		1／2以内
				伐倒駆除		
				補完伐倒駆除		
				伐採木等駆除		
				薬剤防除（特別防除）		
				薬剤防除（地上散布）		
				薬剤散布（被害拡大未然防止対策緊急防除）		
				樹幹注入		
		その他松くい虫駆除費		伐倒駆除		1／2
				薬剤防除		
		その他法定森林病害虫駆除費		からまつ先枯病	伐倒駆除	
					薬剤駆除	
				食葉性害虫薬剤駆除		
				たまばえ類薬剤駆除		
				すぎはだに薬剤駆除		
				ナラ類等せん孔性害虫	薬剤駆除	
					全木焼却	
					予防手法	
				のねずみ薬剤駆除	北海道	3／8
					その他	1／3
	防除に関する事務費			命令等に係るもの		1／2
				奨励に係るもの		1／2以内

様式１の付

3　森林病害虫等防除事業

区分			数量	事業費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費（円） (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金（円） (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	備考
森林病害虫等駆除費				878,000	878,000	439,000	439,000			
	松くい虫駆除費	命令等に係るもの	樹幹注入　50本	878,000	878,000	439,000	439,000			
		奨励に係るもの								
	その他松くい虫駆除費									
	その他森林病害虫等駆除費									
防除に関する事務費										
	森林病害虫等の駆除に関する事務費（奨励防除に係るものを除く。）									
	奨励防除に関する事務費									
防除に附帯する事業費			補助確認調査	3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
計				4,163,000	4,163,000	2,081,000	2,082,000			

（注）1　「松くい虫防除事業計画」、「森林病害虫等（松くい虫を除く。）防除事業計画」及び「防除に附帯する事業計画」を添付すること。

2　「命令等に係るもの」とは防除法第５条第２項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第３項の規定による命令により受命者が行う防除、防除法第５条第１項の規定による防除法第３条第１項の命令により受命者が行う防除、防除法第７条第１項の規定による森林害虫防除員の指示により受命者が行う防除及び防除法第５条第４項において準用する防除法第４条第１項の規定により都道府県知事が行う防除をいう。

3　「奨励に係るもの」とは、松くい虫被害対策自主事業計画に基づき松林所有者等が行う防除をいう。

4　防除に関する事務費については、備考欄に地方自治法施行規則第１５条の別記による節に区分して記入すること。

5　防除に関する事務費の算出基礎に備品購入がある場合は、備品名、数量及び金額を備考欄に記載すること。

保護担当主幹	課員	主任
藤	鈴木	村哲

森林経営課からH24交付金事業に係る書類作成依頼があったので、提出してよいか。

※森林病害虫等防除事業補助金分

森林病害虫等防除事業明細表

（１）松くい虫防除事業計画

防除方法	区　　分	数　　量	事業費（円）	負担区分				備　　考
				国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）	
樹幹注入	命令等に係るもの	50本	878,000	439,000	439,000			
	奨励に係るもの							
	小　計	50本	878,000	439,000	439,000			
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
	命令等に係るもの							
	奨励に係るもの							
	小　計							
合計	命令等に係るもの	50本	878,000	439,000	439,000			
	奨励に係るもの							
	小　計	50本	878,000	439,000	439,000			

（注）１ 防除方法欄は、伐倒（薬剤散布型１種）駆除、伐倒（薬剤散布型２種（林内処理））駆除、伐倒（薬剤散布型２種（搬出処理））駆除、伐倒（くん蒸型１種）駆除、伐倒（くん蒸型２種（林内処理））駆除、伐倒（くん蒸型２種（搬出処理））駆除、伐採跡地駆除、伐採木等駆除、枯損幼齢木駆除、特別伐倒（破砕１種）駆除、特別伐倒（破砕２種（一般搬出））駆除、特別伐倒（破砕２種（林内散布））駆除、特別伐倒（破砕２種（ヘリ搬出））駆除、特別伐倒（全木焼却）駆除、補完伐倒（１種）駆除、補完伐倒（２種）駆除、薬剤防除（特別防除）、薬剤防除（地上散布（一般散布））、薬剤防除（地上散布（無人ヘリコプター散布））、薬剤防除（地上散布

２ 数量の単位は、枯損幼齢木駆除、薬剤防除（特別防除、地上散布）にあっては「ha」、伐採跡地駆除にあっては「a」、樹幹注入にあっては「本」（立木本数）、それ以外の駆除及び防除にあっては「㎥」とする。

３ 備考欄に、害虫等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

（4）防除に附帯する事業計画

区　　分	数量	事　業　費（円） (A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経　費　内　訳 国庫補助金（円） (A)	県（都道府）負担金 (B)	市町村負担金（円） (C)	その他負担金（円） (D)	備　考
被害防止対策事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
被害監視事業								
都道府県が実施主体のもの								
都道府県以外が実施主体のもの								
薬剤防除自然環境等影響調査事業		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			特別防除
都道府県が実施主体のもの		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			
都道府県以外が実施主体のもの								
合　　計		3,285,000	3,285,000	1,642,000	1,643,000			

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

③薬剤防除自然環境等影響調査事業

ア　定点追跡調査

調査定点所在地	薬剤散布地域	延岡市熊野江、宮崎市一ツ葉		
	薬剤無散布地域	延岡市北川町		
調　査　内　容		事業費　(円)	調査実施者	備　　考
(1)　環境条件調査		1,337,000	未定	特別防除、乳剤
(2)　自然環境等に及ぼす影響調査		1,948,000	未定	特別防除、乳剤
(3)　その他				

(注) 1　調査実施者は、県林業試験場、県○○研究所、財団法人○○研究所等と具体的に記入すること。

2　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、マイクロカプセル剤、乳剤等を記入する。

イ　簡易調査

(ア) 水質調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数		事業費　(円)	備考
			特別防除実施地区内	特別防除実施地区下流		
	ha					
計						

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

(イ) 気中濃度調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数	事業費　(円)	備考
	ha				
計					

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

宮崎県森林経営課
24.4.-6

課長	課長補佐	担当主査	員	担当者

２３林整研第１０７５号

平成２４年４月６日

宮崎県知事　殿

林野庁長官

平成２４年度森林病害虫等防除事業等の割当内示について

平成２４年度森林病害虫等防除事業等について、別表のとおり割当内示をする。

なお、補助金等の交付申請書の提出期限は、平成２４年５月２１日と定められたので、併せて通知する。

別 表

宮崎県

(単位:千円)

区　分	今回内示額	既内示額	内示額計
(項)森林整備・保全費	28,270	0	28,270
(目)保安林整備事業費等補助金	629	0	629
(目)森林病害虫等防除事業費補助金	2,081	0	2,081
(目)森林資源地方公共団体管理費補助金	25,560	0	25,560
(項)林業振興対策費	12,201	0	12,201
(目)林業普及指導事業交付金	9,541	0	9,541
(目)林業技術者等育成事業費補助金	2,660	0	2,660
合　計	40,471	0	40,471

要望
2142(-61)

２３林整研第９４８号
平成２４年４月６日

宮崎県知事　　殿

林　野　庁　長　官

森林病害虫等防除事業実施要領の一部改正について

森林病害虫等防除事業実施要領（昭和57年４月５日付け57林保第１２２号林野庁長官通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施を図るようお願いする。

また、本改正の適用については、平成２４年度予算からとなるので念のため申し添える。

別　紙

森林病害虫等防除事業実施要領（昭和57年４月５日付け57林保第122号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

改　正　後	現　　行
第１　森林病害虫等防除事業	第１　森林病害虫等防除事業
１　（略）	１　（略）
２　(1)（略）	２　(1)（略）
(2) 事業計画の作成 防除法第７条の５に基づき松くい虫について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を指定した都道府県知事（以下「関係知事」という。）は、毎年度、あらかじめ林野庁長官が指示するところにより、様式１に基づき防除法第７条の９の地区防除指針及び第７条の10に規定する地区実施計画が達成されることとなるよう高度公益機能森林及び地区保全森林を対象として松くい虫防除事業の実施に関する事業計画を作成し、林野庁長官に提出するものとする。	(2) 事業計画の作成 防除法第７条の５に基づき松くい虫について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林を指定した都道府県知事（以下「関係知事」という。）は、毎年度、あらかじめ林野庁長官が指示するところにより、松くい虫被害対策事業実施要領（平成９年４月１日付け９林野造第８２号林野庁長官通達。以下「被害対策事業実施要領」という。）の第４の松くい虫被害対策事業推進計画（以下「事業推進計画」という。）及び同要領の第５の松くい虫被害対策自主事業計画（以下「自主事業計画」という。）が達成されることとなるよう松くい虫防除事業の実施に関する事業計画を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
(3) 事業計画の周知徹底 関係知事は、(2) の事業計画を作成したときは、当該計画に関係する市町村、森林組合及び森林所有者等にその旨の周知徹底を図るものとする。	(3) 事業計画の周知徹底 関係知事は、(2) の事業計画を樹立したときは、当該計画に関係する市町村、森林組合及び森林所有者等にその旨の周知徹底を図るものとする。
(4)　対象事業等	(4)　対象事業等
ア　（略）	ア　（略）
イ　（ア）、（イ）（略）	イ　（ア）、（イ）（略）
（ウ）事業計画に基づき行う防除のうち、防除法第３条第1項各号、第２項、第３項の命令、第４条第２項の駆除措置以外（以下「奨励防除」という。）にあっては、市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者並びに市町村及び森林組合以外の者であって、松林の所有者又は管理者から松くい虫の防除の措置の委託を受けた者で関係知事が適当と認めたもの。	（ウ）自主事業計画に基づき行う防除（以下「奨励防除」という。）にあっては、市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者並びに市町村及び森林組合以外の者であって、松林の所有者又は管理者から松くい虫の防除の措置の委託を受けた者で関係知事が適当と認めたもの。
(5) 実施の方法 防除法及び関係政省令、防除法第７条の２の防除実施基準（以下「防除実施基準」という。）、同法第７条の３の都道府県防除実施基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）、同法第７条の６の樹種転換促進指針（以下「樹種転換促進指針」という。）、同法第７条の９の地区防除指針（以下「地区防除指針」という。）、同法第７条の１０の地区実施計画（以下「地区実施計画」という。）、事業計画及び関連通達に従い実施	(5) 実施の方法 防除法及び関係政省令、防除法第７条の２の防除実施基準（以下「防除実施基準」という。）、同法第７条の３の都道府県防除実施基準（以下「都道府県防除実施基準」という。）、同法第７条の６の樹種転換促進指針（以下「樹種転換促進指針」という。）、同法第７条の９の地区防除指針（以下「地区防除指針」という。）、同法第７条の１０の地区実施計画（以下「地区実施計画」という。）、事業推進計画、自主事業計画及び関連通達

するものとする。

(6)、(7)　(略)

3　環境に配慮した松林保全対策

（1）～（3）　(略)

（4）　ア　(略)

イ

（ア）　略

（イ）　奨励防除にあっては、市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者並びに市町村及び森林組合以外の者であって、松林の所有者又は管理者から松くい虫の防除の措置の委託を受けた者で関係知事が適当と認めたもの。

（5）実施の方法

防除法及び関係政省令、防除法第７条の２の防除実施基準、防除法第７条の３の都道府県防除実施基準、防除法第７条の９の地区防除指針、防除法第７条の１０の地区実施計画、事業計画及び関連通知に従い実施するものとする。

（6）　略

4，5　(略)

第２　(略)

1、2　(略)

3　交付対象事業の着手は、原則として国からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、都道府県知事は必要性を十分勘案した上で、その理由を具体的に付して、様式２により林野庁長官に提出することとする。

4　都道府県知事は、様式１により事業実績報告書を事業実施年度の翌年度の５月末日までに報告するものとする。

別表第３　政令指定病害虫等防除事業の内容及び補助対象経費

区　分	事業内容	補助対象経費の内容

に従い実施するものとする。

(6)、(7)　(略)

3　環境に配慮した松林保全対策

（1）～（3）　略

（4）　ア　略

イ

（ア）　略

（イ）　自主事業計画に基づき行う防除にあっては、市町村、森林組合及び松林の所有者又は管理者並びに市町村及び森林組合以外の者であって、松林の所有者又は管理者から松くい虫の防除の措置の委託を受けた者で関係知事が適当と認めたもの。

（5）実施の方法

防除法及び関係政省令、防除法第７条の２の防除実施基準、防除法第７条の３の都道府県防除実施基準、防除法第７条の９の地区防除指針、防除法第７条の１０の地区実施計画、事業推進計画、自主事業計画及び関連通知に従い実施するものとする

（6）略

4，5　(略)

第２　(略)

1、2　(略)

別表第３　政令指定病害虫等防除事業の内容及び補助対象経費

区　分	事業内容	補助対象経費の内容

ナラ類せ孔性害虫	カシノナガキクイムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死に貧している樹木の薬剤によるくん蒸、焼却、破砕及び誘引捕殺	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、償却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）及び事業雑費、賃金及び資材費
	カシナガキクイムシ防除	カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれのある樹木への粘着剤の塗布等、ビニール被覆及び殺菌剤の樹幹注入	（略）

別表第４　事業の規模

対象事業	規　　模
カシノナガキクイムシ駆除	５立方メートル以上（※）

（※）立木のまま行う誘引捕殺については、この限りではない。

様式1

継続的害虫等防除事業計画書（実績報告書）

（1）松くい虫防除事業計画（実績）

防除方法	区　分	数　量	事業費（円）	負担区分			
				国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）
	命令等に係るもの						
	奨励に係るもの						
	小　計						
	命令等に係るもの						
	奨励に係るもの						
	小　計						
	命令等に係るもの						
	奨励に係るもの						
	小　計						
	命令等に係るもの						
	奨励に係るもの						
	小　計						
合計	命令等に係るもの						
	奨励に係るもの						
	小　計						

（注）　1　防除方法欄は、（例（薬剤散布型１種）駆除、（例（薬剤散布型２種（外内処理））駆除、（例（薬剤散布型２種（樹出処理））駆除、（例（くん蒸型２種（外内処理））駆除、（例（くん蒸型２種（樹出処理））駆除、（例樹地駆除、（例樹木等駆除、（枯損材等駆除、（特別（例（被砕型（一般樹出））駆除、（特別（例（被砕型（特別散布））駆除、（特別（例（被砕型（一斉樹出））駆除、（特別（例（被砕型（全木搬出））駆除、（樹脂（例（樹液型（２種）駆除、（薬剤防除（特別防除）、（薬剤防除（樹上散布（一般散布））、（薬剤防除（樹上散布（特殊ヘリコプター散布））、（薬剤（スプリンクラー散布））、樹幹注入、（薬剤散布（被害拡大未防止対策緊急防除）に区分する。

2　数量の単位は、枯損材等木駆除、（薬剤防除（特別防除、樹上散布）にあっては「㎥」、（樹脂駆地駆除にあっては「㎡」、樹幹注入にあっては「本」、以外の駆除及び防除にあっては「ｈａ」とする。

3　備考欄に、事業等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

ナラ類せ孔性害虫	カシノナガキクイムシ駆除	カシノナガキクイムシの付着により枯死し、又は枯死に貧している樹木の薬剤によるくん蒸及び焼却	伐倒費、薬剤費、くん蒸費、償却費（必要な搬出費及び運搬費を含む。）及び事業雑費
	カシナガキクイムシ防除	カシノナガキクイムシが付着し、又は付着するおそれのある樹木への粘着剤等の塗布、ビニール被覆及び殺菌剤の樹幹注入	

別表第４　事業の規模

対象事業	規　　模
カシノナガキクイムシ駆除	５立方メートル以上

(2) 森林病害虫等（松くい虫を除く）防除事業計画（実績）

森林病害虫等の区分	森林病害虫等別防除方法別区分	数量	事業費（円）	負担区分				備考
				国庫補助金（円）	県（都道府）負担金（円）	市町村負担金（円）	その他負担金（円）	
	小　　計							
	小　　計							
	小　　計							
	小　　計							
合　　計								

(注) 1 「森林病害虫等の区分」欄は、その他松くい虫、その他森林病害虫等について記入する。
2 「森林病害虫等別防除方法別区分」欄は、その他松くい虫については、伐倒（薬剤散布型1種）駆除、伐倒（薬剤散布型2種）駆除、伐倒（くん蒸型1種）駆除、伐倒（くん蒸型2種）駆除、伐倒（天敵利用型1種）駆除、伐倒（天敵利用型2種）駆除、薬剤防除に、その他森林病害虫等については、からまつ先枯病伐倒駆除、からまつ先枯病薬剤駆除、のねずみ薬剤駆除、松平虫薬剤駆除、まいまいが薬剤駆除、まつばのたまばえ薬剤駆除、すぎたまばえ薬剤駆除、すぎはだに薬剤駆除、カシノナガキクイムシ駆除（くん蒸・焼却、破砕、誘引捕殺）、カシノナガキクイムシ防除（粘着剤等散布・ビニール被覆、殺菌剤の樹幹注入）、カシノナガキクイムシ被害防止対策に区分する。
3 数量の単位は「ha」又は「?」とする。
4 備考欄に害虫等名別、防除方法別に積算根拠を記入すること。

(3) カシノナガキクイムシ被害木探査事業計画（実績）

実施地区	事業内容	探査対象松林面積（ha）	単価（円）	事業費（円）	備考
合計					

(注) 1 事業内容は「GPS」、「目視」又は「写真撮影」等内容別に区分して記入すること。
2 都道府県以外が実施主体のものについては、備考欄に実施主体名を記入すること。
3 備考欄には、数量及び経費の積算等を記入すること。

(4) 防除に附帯する事業計画（実績）

区　　分	数量	事業費（円）(A)+(B)+(C)+(D)	補助事業に要する（補助事業に要した）経費 (A)+(B)	経費内訳 国庫補助金（円）(A)	県（都道府）負担金（円）(B)	市町村負担金（円）(C)	その他負担金（円）(D)
被害防止対策事業							
都道府県が実施主体のもの							
都道府県以外が実施主体のもの							
被害監視事業							
都道府県が実施主体のもの							
都道府県以外が実施主体のもの							
薬剤防除自然環境影響調査事業							
都道府県が実施主体のもの							
都道府県以外が実施主体のもの							
合　　計							

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

(1) 被害防止対策事業

区　分	事業内容	数　量	単　価（円）	事業費（円）	備　考
命令等に係るもの					
	小　計				
奨励に係るもの					
	小　計				
合　計					
	小　計				

（注）　特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布）により行う場合は、その旨を明記すること。

② 被害監視事業

ア 航空機による被害木探査事業計画

実施地区	事業内容	探査対象松林面積（ha）	単　価（円）	事業費（円）	備　考
合計					

(注) 1 事業内容は「GPS」、「目視」又は「写真撮影」等内容別に区分して記入すること。
2 都道府県以外が実施主体のものについては、備考欄に実施主体名を記入すること。
3 備考欄には、数量及び経費の積算等を記入すること。

イ 発生予察

市町村名	対象地域数	事業費（円）	備　考
合計			

(注) 備考欄には、事業費の積算過程を記入する。

ウ 被害検査

市町村名	数量	事業費（円）	備　考
合計			

(注) 備考欄には、事業費の積算過程を記入する。

③薬剤防除自然環境等影響調査事業

ア　定点追跡調査

調査定点所在地	薬剤散布地域	
	薬剤無散布地域	

調　査　内　容	事業費　(円)	調査実施者	備　　考
(1)　環境条件調査			
(2)　自然環境等に及ぼす影響調査			
(3)　その他			

(注) 1　調査実施者は、県林業試験場、県○○研究所、財団法人○○研究所等と具体的に記入すること。

2　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、マイクロカプセル剤、乳剤等を記入する。

イ　簡易調査

(ア) 水質調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数		事業費　(円)	備考
			特別防除実施地区内	特別防除実施地区下流		
	ha					
計						

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

(イ) 気中濃度調査

市町村名	散布面積	地点数	検体数	事業費　(円)	備考
	ha				
計					

(注)　備考欄には、関係する防除方法（特別防除又は地上散布（無人ヘリコプター散布））を明記するとともに、事業費の積算過程を記入する。

様式２

番　　号
年　月　日

林野庁長官
（沖縄県知事においては、沖縄総合事務局長宛て）

都道府県知事　印

平成　　年森林病害虫等防除事業交付決定前着手書

森林病害虫等防除事業実施要領の第２の３の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

１．事業名
２．事業費
３　事業主体
４　着手予定年月日
５．交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）
１．交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
２．交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
３．当該施策については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画の変更は行わないこと。

２３林整研第９４７号
平成２４年４月６日

宮崎県知事　　殿

林　野　庁　長　官

森林病害虫等防除事業地方公共団体委託要領の一部改正について

森林病害虫等防除事業地方公共団体委託要領（平成９年９月９日付け９林野造第３３４号林野庁長官通知）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、御了知の上、本事業の適正かつ円滑な実施を図るようお願いする。

また、本改正の適用については、平成２４年度予算からとなるので念のため申し添える。

別　紙

森林病害虫等防除事業地方公共団体委託要領の制定について（平成９年９月９日付け９林野造第334号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

改　正　後	現　　行
別紙 農林水産大臣が、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第３条第１項から第３項までの規定に基づく命令（以下「命令」という。）に係る事務、法第４条の規定に基づく駆除措置（以下「駆除措置」という。）に係る事務（特別防除の実施に当たり必要な被害防止対策に係る事務を含む。以下同じ。）及び適切な防除の実施に必要な調査に係る事務を都道府県知事に委託する場合におけるその事務の遂行については、法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。	別紙 農林水産大臣が、森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号。以下「法」という。）第３条第１項から第３項までの規定に基づく命令（以下「命令」という。）に係る事務並びに法第４条の規定に基づく駆除措置（以下「駆除措置」という。）に係る事務（特別防除の実施に当たり必要な被害防止対策に係る事務を含む。以下同じ。）を都道府県知事に委託する場合におけるその事務の遂行については、法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。
第１　(1)～(3)　（略） (4)特別防除の実施に伴う自然環境等影響調査及びナラ枯れ被害対策における効果調査に係る事務	第１　(1)～(3)　（略）
第２～第４　（略）	第２～第４　（略）
第５　特別防除の実施に係る自然環境影響調査及びナラ枯れ被害対策に係る効果調査 特別防除の実施に係る自然環境影響調査の実施に当たっては、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。 ナラ枯れ被害対策の効果調査の実施に当たっては、ナラ枯れ被害防止技術の確立に資するよう、試験研究機関の指導の下に事業計画書に基づき実施するものとする。	
第６　～　第10　（略）	第５　～　第９　（略）
様式第１号　～　第９号　（略）	様式第１号　～　第９号　（略）
別紙　委託契約書書式 （関係様式第１号） １　（略） ２　事業計画 防除計画	別紙　委託契約書書式 （関係様式第１号） １　（略） ２　事業計画 防除計画

改　正　後

森林病害虫等の種類								
事業の種類	市町村名	被害量		委託事業				備　考
		面積	材積	面積	材積	単価	金額	
ナラ枯れ被害対策の効果調査								

（注）　1、2　（略）

3　被害防止対策、薬剤防除自然環境等影響調査及びナラ枯れ被害対策の効果調査については、次の（附）により事業計画を添付する。

（附）1、2　（略）

3　ナラ枯れ被害対策の効果調査事業計画書

1　調査定点所在地	防除区	
	非防除区	

2　調査内容	事業費	調査実施者	備　考
(1) 環境条件調査 (2) 植生調査 (3) 被害調査（防除区、非防除区）			

現　行

森林病害虫等の被害								
事業の種類	市町村名	被害量		委託事業				備　考
		面積	材積	面積	材積	単価	金額	

（注）　1、2　（略）

3　被害防止対策及び薬剤防除自然環境等影響調査については、次の（附）により事業計画を添付する。

（附）1、2　（略）

改　正　後

(4) その他			

(注) 1　調査結果の評価に十分な面積で、防除区と非防除区をそれぞれ1カ所以上選定する。又は、調査結果の評価に十分な本数の防除木と非防除木を設定する。

2　調査区の設定に当たっては、試験・研究機関の指導の下に行う。

3　防除区、非防除区については、設定後5カ年の追跡調査が可能なように区域の明示等を行う。

調査内容等

調査項目は各委託内容に応じて記載することとし、設定後5年間にわたり林野庁に報告するものとする。

3　収支予算

(1) 収入の部

森林病害虫等の種類			
区　分		予　算　額	備　考
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査		
	ナラ枯れ被害対策の効果調査		

現　行

3　収支予算

(1) 収入の部

森林病害虫等の種類			
区　分		予算額	備　考
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査		

改　正　後

(2) 支出の部

森林病害虫等の種類			
		予　算　額	備　考
事業費			
	薬剤防除自然環境等影響調査		
	ナラ枯れ被害対策の効果調査		

(関係様式第３号)

1　事業の実施状況

(1)防除事業成績

森林病害虫等の種類						
事業の種類	市町村名	防　除　数　量				備　考
		面積	材積	単価	金額	
ナラ枯れ被害対策の効果調査						
合　計						

現　　行

(2) 支出の部

森林病害虫等の種類			
		予算額	備　考
事業費			
	薬剤防除自然環境等影響調査		

(関係様式第３号)

1　(略)

(1) 防除事業成績

森林病害虫等の被害						
事業の種類	市町村名	防　除　数　量				備　考
		面積	材積	単価	金額	
合　計						

改　正　後

(附) 1、2　(略)

3　ナラ枯れ被害対策の効果調査事業計画書

1　調査定点所在地	防除区			
	非防除区			
2　調査内容	事業費	調査実施者	備　考	
(1) 環境条件調査 (2) 植生調査 (3) 被害調査（防除区、非防除区） (4) その他				

2　収支精算

(1) 収入の部

森林病害虫等の種類						
区　分		精算額	予算額	比較増減		備考
				増	減	
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査					
	ナラ枯れ被害対策の効果調査					

現　行

(附) 1、2　(略)

2　収支予算

(1) 収入の部

森林病害虫等の種類						
区　分		精算額	予算額	比較増減		備考
				増	減	
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査					

改　正　後

(2) 支出の部

森林病害虫等の種類							
区　分		精算額	予算額	比較増減		備考
				増	減	
事業費						
	薬剤防除自然環境等影響調査					
	ナラ枯れ被害対策の効果調査					

(関係様式第４号)

1　略

2 中止しようとする以前の事業実施状況

(1)、(2)　(略)

(3) 経費の支出の状況

森林病害虫等の種類							
区　分		委託契約額 B+C＝A	月日 現在支払額 B	残額 C	Cのうち今後支払い予定額D	中止廃止に伴う不要額 C－D	備考
事業費							
	薬剤防除自然環境等影響調査						
	ナラ枯れ被害対策の効果調査						

現　行

(2) 支出の部

森林病害虫等の種類						
区　分		精算額	予算額	比較増減		備考
				増	減	
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査					

(関係様式第４号)

1　略

2 中止しようとする以前の事業実施状況

(1)、(2)　(略)

(3) 経費の支出の状況

森林病害虫等の種類							
区　分		委託契約額 B+C＝A	月日 現在支払額 B	残額 C	Cのうち今後支払い予定額D	中止廃止に伴う不要額 C－D	備考
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査						

改　正　後

3　中止（廃止）後の措置

(1)，(2)　（略）

(3) 経費の支出予定明細

区分		算出基礎					備考
		予定額	名称	数量	単価	金額	
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査						
	ナラ枯れ被害対策の効果調査						

現　行

3　中止（廃止）後の措置

(1)，(2)　（略）

(3) 経費の支出予定明細

区分		算出基礎					備考
		予定額	名称	数量	単価	金額	
事業費	薬剤防除自然環境等影響調査						